

續編孝義球料

四十

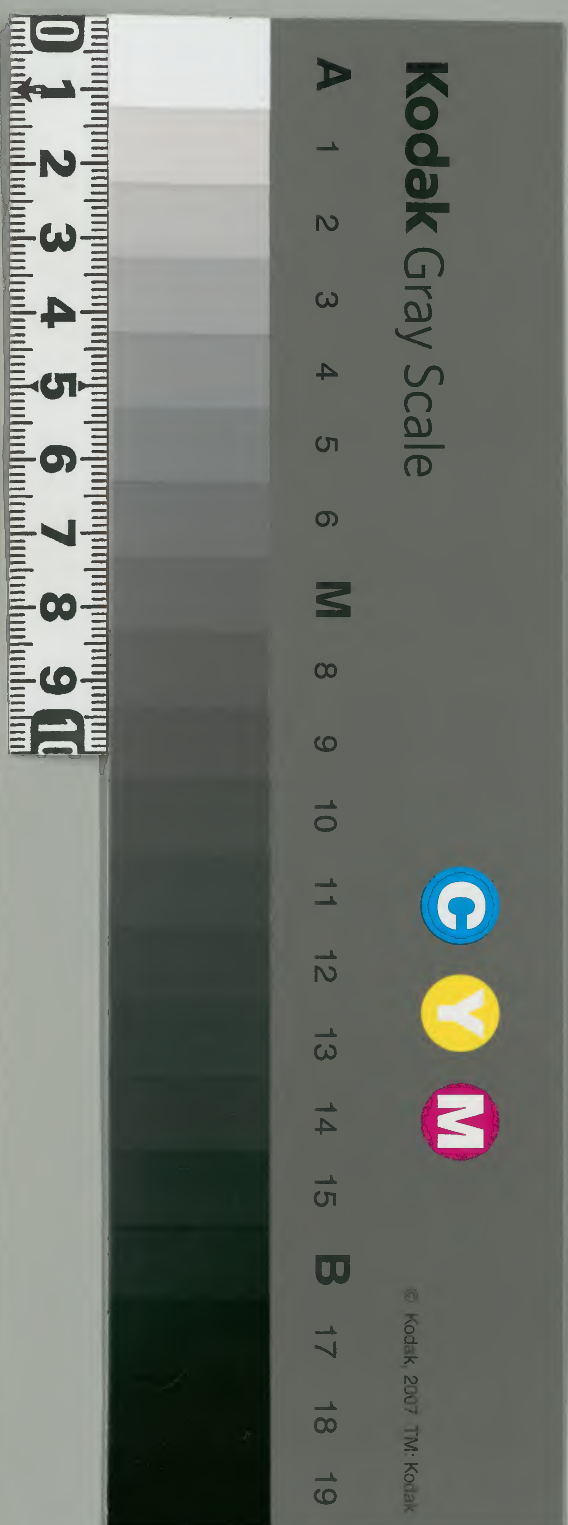
東山道十一
陸奥

改九十九

共四十二

庫	文	閣	內
五	三		和
八	四	九	書
函	五	〃	
一	九	四	類
架	冊	號	

內閣文庫
番號 和 34594
冊數 90 (38)
函號 157 401

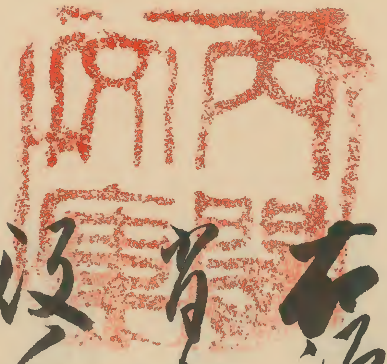
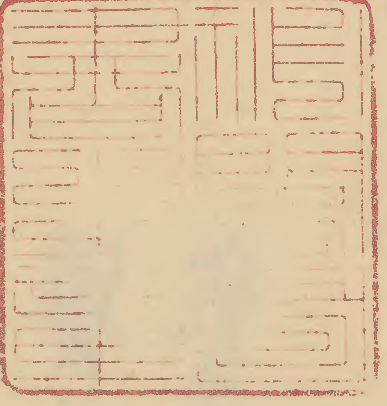


享和元年至同三年

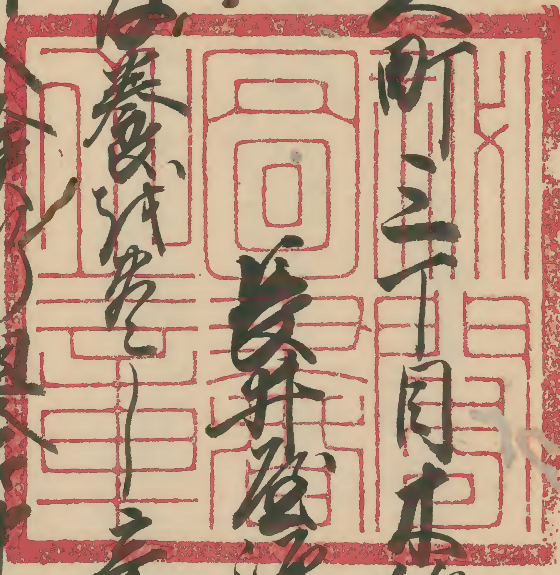
封内忠者等之者書上

松平政平代内

是甚善



仙登城下之町三月本綿商賣



石澤石場は儀老母(老養)は老一子持(以)有
者(者)中(中)同(同)肝(肝)入(入)捨(捨)組(組)合(合)中(中)之(之)初(初)句(句)
没(没)人(人)中(中)古(古)方(方)相(相)約(約)以(以)及(及)石(石)澤(澤)石(石)場(場)又(又)以(以)先(先)年(年)病(病)死(死)
仕(仕)母(母)七(七)十(十)二(二)歳(歳)相(相)成(成)以(以)澤(澤)石(石)場(場)ウ(ウ)以(以)身(身)も(も)世(世)々(々)人(人)
有(有)之(之)以(以)為(為)老(老)母(母)年(年)以(以)之(之)後(後)々(々)世(世)致(致)一(一)身(身)老(老)以(以)
澤(澤)石(石)場(場)一(一)妹(妹)一(一)人(人)以(以)相(相)成(成)到(到)澤(澤)石(石)場(場)一(一)妻(妻)
以(以)身(身)喜(喜)以(以)子(子)も(も)以(以)身(身)以(以)身(身)老(老)母(母)是(是)之(之)愛(愛)之(之)

病生ししげき、深き處、後素浅き、且、母と
己う養女とあり、是、家内和隆、母の愛、深
解、後、は、深き處、高貴、木綿、白、金、ひて
家産、饒、た、れ、い、ま、ば、及、百、は、者、教、十、人、有、し
作、持、ま、母、の、記、亦、亦、女、抱、ま、る、事、此、の、物、と、為
朝、夕、と、食、い、必、之、つ、目、試、に、塩、梅、と、能、調、ひ、し、上
進、の、中、の、且、親、友、慈、意、し、者、(初、は、い、い、食、法
深、き、れ、は、い、美、も、及、野、菜、菜、子、と、ま、め、と
合、ら、包、こ、ゆ、り、て、母、も、り、其、日、深、食、饒、し、お、味

庭、及、し、梅、後、又、の、庭、寄、し、深、き、ま、し、具、々、に
河、り、母、も、其、深、き、處、(連、た、り、い、い、地、と、り、深、き、細
是、深、き、け、公、と、懸、め、中、の、或、い、眼、方、より、此、二、お、し
皆、相、寄、し、い、い、も、必、母、(告、げ、平、日、美、事、母、し
指、當、と、同、語、変、と、行、い、中、の、深、き、處、(り、家、い、ま、意
と、り、と、木、綿、仕、入、し、高、米、り、聚、る、高、貴、其、教、と
あ、い、日、と、宣、雜、ち、り、と、以、て、母、い、急、對、事、繁、き、と
厥、の、庭、及、妻、困、窮、の、地、(隠、指、引、深、き、處、及、旨
母、く、り、い、い、は、一、家、深、き、處、朝、夕、家、具、薪、水

少も不自中ちりて後佛堂毎日妻子の内侍と
不離仕夜小入内を深衣處母し侍約通俗
教し法中と讀おす母外と時、却具に教も
自ら支と挑り次、同(退き)母し使役よりと
侍て退き、降り日毎衣賣し勅定とも見在
中の老母養ふ或、此為ふにか、是深衣處
深衣處、次、無差別、背負、又、い、く、深衣處
兼外、中、極、危、く、し、物、得、り、致、し、第一、も、用、事
等、して、自ら、母、小、遣、送、する、時、い、其、事、一、つ、

終て後、遂に、あ、り、侍、の、降、り、中の、母、極、老、光、時、
病、休、ふ、上、り、事、多、く、又、其、節、い、美、し、謝、按、兼、用
飲食し事と自ら相輔、互夜、寝、食、許、志、也、
看、病、仕、却、ら、少、も、重、く、支、業、い、人、の、子、に、渡、し
及、中、の、深、衣、處、の、兼、外、補、佛、院、迄、公、致、し、七、年、來
候、下、荒、町、と、い、ふ、所、に、昆、沙、門、日、來、は、母、の、兼、外、
ち、り、ん、事、成、行、つ、と、風、多、暑、寒、に、不、拘、間、断、
ち、り、詣、て、い、荒、町、番、し、者、法、心、者、と、稱、是、也、
母、い、平、日、飲、酒、と、好、し、め、と、深、衣、處、も、去、り、酒、錢、

飲或いさ飲りし事も止し又老母是れ憂ひ
酒を病と病は憂ひし事も有りしとて戒め
けし酒を病と憂ひて酒を禁じしは
母又少く飲じしも若かりし中諭し時
酒を病と憂ひし其命に過し其後二盃は酒
酒は用中酒を病といふ者少く常く飲
し世に時去齡死し年を通つし身も憂ひ
母は公痛中飲せむと母は前して若事し
病と有りし飲せむ事なれ飲せむたし

飲と老し或い身に微恙と抱しは母も母し
前して病と病と病と母は公は病と憂ひ
酒を病といふ事し公は病と推及し商賣
候も金銭なき者(一)貧病(一)或い道路
酒を病といふ病は病といふ病は病といふ者
といふ病は病といふ病は病といふ病は病
といふ病は病といふ病は病といふ病は病
養育成業し者中及事といふ是又米酒は
又い病といふ病は病といふ病は病といふ

托養を乞ふ所の如くを極く成こつるを成
歎と事なり。法徳に積る者には又其の美
自ら遠道に歎も形村。法南米初非母
深き海に母(海)食ふ採り得る。江戸
回をよりも深き海に家産もあまの別
心と用門を以て世にても且深き海に
母も来ると愛神し者も家内にお入
者とも存く取扱娘に侍と事。意を深
深き海に心い存願し得る。家産もく和願し

石はく者と能職と其の然と浅り事と事
家産も同じく其の旨と深き海に寛政二年
正月初内編之端成と事。身一生者用事
貴世の事

深き海に事時ある母の病死は事

川口郡園所組氏

持言六石九斗七升

要石境

年一畝

不要石境の儀又先祖の者其の儀同村也
百姓等向く没入中より相約するに不要石境
又中流の石園所或は借入(算養子)儀若し
又先祖の石境の中者より以来六代に續
組氏に執代に困窮小作を又中流の者七十九歳
相成祖父或は借入者十歳小相成を要石境の
地切し部は必有人(帳と云)為り申、親切小

中養と云ふ自妻子中諭一室の父の酒錢
ぬ水九平日干奥探貯室不財し需の海の中
祖父を以て爲老喪改の死別ら中養と云ふ
中の耳目及るは是れ不自由して言治も不るに
此法丁寧に形り清て去旨に願ひ己の常に
兼食は侍を祖父といふ適ひの爲別は梅の
妻子等も公法用ひ給へく中身改ふ食法
置りて後も梳の内と必自し監視仕は是法
進め中の夜服に己と改衣法用ひ給へ祖父に

お意に思ふは法を後二改して穢れ給ひの夜服に
取替夜中の例と雖も此外耳目是めの夜無
多し過といひ孝養法を中の且要不違ひ
上法敬し凡の一人して交も貴法ふ多し年貢に
於て人ふ先なら皆納し法更公と云ふは更状
之疑ふらと寛政十二年六月令七切と云ふ
貴法は作

不要不違ひ 貴法は作
病死は作

志田郡江頭村組長

持高五石七斗三升 十石境の 年十歳

石十石境の 役老母小者江老一且職務と
不憚申候同村惣百姓共向て役令申候旨
相約申度石十石境の同村組長役申候旨
家産甚困乏一屋破産能く申候事
かり古板と云々並(風多之故)申候事
妻と申す不娶者十九歳一母一人と書候
己いれも持高と云々一持高老母一編令

為着時々沈澱仕垢汗し服と不着為着
仕水母と服カ拭法く少く補綴し重
なり得去母し骨若紙思と紙若く者一
汁維し重と紙一骨若く骨カ拭以て是に
頼し紙仕水母の付く二役と漏し夜食紙
汚し得い実夜も洗ひ申の夏は母紙紙帳
し向し母の扇も涼しめ己の蚊帳も重
床と三らし其下しを教若く火紙蓋魚紙
母の紙を夜を教若く母の紙も母の蒲団

乃一ツ方く得い火箱紙を抱夜中二三夜
火と入若己の甚例小焼火紙一帯とも解く
外居中の食変い平生母の口に適へる物紙進め
且年中く新物の漬く三ら下には紙抱紙進
之半ちく己の兼食一僅小飢小充り
食しやの他の家紙飲食し夜も己の甚内
紙若く紙とは母(進ひりあふ包し得りし紙
其のとも十石場が若く紙知もる紙若く
其のとも別し包し母(得り紙若く者若く

法没之末り高の昂に居る者には中合使者も
自身にお執別候へ支度あり不申且道路
往來し没へ一日二之夜及通河より事候は
十在場ノ案内におおに之觸の刻限にあり一人
ゆてもるに合の程なりし其夜も押起し案内を
勤め之に急代ありと云ふものもお執仕候
他村への用状也文あり傳政より事候は
是又自身にゆき容易に安支候とおま申
且村の當法者も昂に己も人足候と云自

相働の尻一丈と暗る者なり普法よく成就
没の且村内困窮して相續も成る所と者
多く沙雁をゆり法没と云ふ夜旨十在場候
元とお議し願や不願と通許し時十在場
村内中合から忠告候事以上元の上納
りる物にありし此以後少も迷滞なく
申すもてお入戒諭し其上も困窮
滞る者へ合意と申候候しこれ等納
候九村内納約と違へる事候は且實政

し年より同村の守ともおおまの又展く
ふ林河野色也の教を制守ちし九野焼と
し林本をく發達はし不没おおまの以後
数年しる病氣を源中し三年たぐ一夜も
こ失ちく譚話におおまの十右衛門が人と
ちり笑を懇愛し者になし上たる人へも
病ふ事ちく亦能死人と魏隆は村内へ
強人まよりも助懐はし者首く由不等し
管の隣村ともいふ思ふより言和元年

十月令之あるま(幸く)中作

不十右衛門の當時存生を上人既の家督(相違り)中作

遠田郡内北方概隊村肝葉

田在邊事

持弓二十六石七斗三升 我 先 早二歲

在飛先後留好英史(古史)(其介考抄

引有)以經同村及隣村休隊馬放村

之(村熱百姓之始向)没(人)其(抄)乃(以)交

在飛先後(每)朝(早)く(起)き(て)留(好)く(所)へ

ゆ(て)急(ぎ)無(風)由(と)其(其)為(史)要(表)表(表)其(其)為(向

日(耕)作(一)抄(中)以(抄)其(其)急(慢)其(其)其(其)後

相争ひの人々、汗を食する事あれば、此等角
らんと味うる物、浅色に家づくとも、ちり、胃
姑、進め、何事か、疾りも、胃姑、収ぶ事
の、い、こ、も、是、以、ひ、の、胃、幸、た、是、の、以、て、
酒、と、豆腐、と、好、し、持、病、し、症、氣、を、其、
沙、支、飯、と、も、る、を、酒、好、し、お、用、は、痔、の、漏、礫、と
違、り、或、進、め、の、ゆ、を、更、し、る、を、中、酒、を、痔、の
夜、中、少、と、自、り、市、(珍、う、酒、乃、豆、腐、と、も、
米、の、潤、進、は、胃、姑、病、起、る、事、あれば、夜、中、も

不厭、医、業、と、乞、米、の、進、市、より、莫、く、事、等、と、も
米、の、食、味、と、た、ま、け、の、二、十、年、の、米、胃、傷、風、と
患、ひ、平、外、液、一、食、の、進、め、の、身、種、と、し、食、物、
指、進、め、痔、を、口、小、叶、(る、め、ち、り、の、事、と、し、
回、螺、と、け、め、て、煮、こ、れ、) 濁、酒、好、し、食、一、の、う、
食、も、進、め、の、い、ん、を、と、ち、り、身、を、先、い、し、易、き、
夏、成、と、し、即、ち、医、師、(走、り、ゆ、り、病、の、お、れ、ん、と、
の、痔、の、連、日、し、不、食、の、を、兼、刀、も、及、急、り、る、
ぬ、こ、の、袋、紙、に、痔、し、中、け、い、の、世、先、い、大、に

收田(田)越ま〜其頃、月半少て田面
香深く積り、紙掃除く、泥とけり、田操と
拾ひら〜水、潤進せ〜、男、食て食〜
日と進ら、食事、汗進〜、其後、乳、及び、
其後、姑、飲〜、赤〜、食、之〜、身、疲、命、を
先〜、身、得、ぬ、也、先、十、里、條、滿、ら、た、り
近、村、し、銀、言、一、指、を、初、つ、と、け、と、い、其、後、
け、ん、年、し、條、命、浅、深、ら、て、後、没、し、中、の、其、後
留、の、後、妻、と、聚、り、の、事、也、先、是、不、変、り、事

甚、薄、く、先、姑、不、事、り、不、及、其、者、養、け、れ、
水、得、の、留、姑、も、也、先、と、赤、と、り、事、大、く、し、ち、
三、年、前、留、没、の、後、も、好、生、し、時、に、ぬ、く、家、内
和、睦、は、其、先、の、事、不、変、り、事、亦、其、道、と、
其、心、私、用、し、と、他、者、と、り、事、多、く、の、事、又、夜、ま、た、も
夕、飯、と、食、せ、た、ま、の、ゆ、り、浅、深、一、回、食、事、は、
之、の、後、不、及、り、と、も、隔、定、是、は、節、に、止、り、
食、事、は、得、ま、た、不、及、り、行、時、も、復、不、就、と、
中、の、事、留、姑、也、か、と、亦、亦、新、お、事、中、の

世光の子二人と養育し農業女工とも属し
是に當りて養育の間は日廻り耕作し
之野に草刈り馬の飼料とありて是も風
れを憚りて夜は濡れ衣と縫綴り
ては併膝のり事なり血汗流して
ても休む世に神社（糸指）介於其宴會
毎く事なり村内迄去り婦女より誘
りて内事なりても毎く種々子細の
却て此頃お誘り依は平日教もたら過飽と

着て髪は剃りて御と袂と更なりて此節
守りて此家産も流すふけふなり古は
者も指堂のそや世光の昔も古はく者も
活切におつて凡て餘利より末なり者も
丁寧に扱ひ隣村と通く神火は成徳れ
たりたより享和二年二月念三ありて
中

不世光の世光の生るる

栗原郡三石清水村百姓長之助毒

持ら十一石二升

ちす、二十歳

在らる、後曾に孝誠を以て同村惣百姓長向
汲人、おおのりまをらる、孝公、若、おま、姑、
正年、病死、は曾長十郎、其、澳より中風
し、身、體、た、に、死、す、人、を、し、り、け、れ、り、ま、
ち、す、二、石、一、斗、五、升、に、丁、家、に、女、抱、は、る、家、多、困
り、て、胡、夕、藜、藿、代、食、持、を、曾、二、年、換、し、
物、と、擇、り、を、進、り、酒、曾、最、時、め、る、所、し、

よめに侍らざる自に確一需ふ意して仰ら
進中のちさるる二之有るは又の奏より進
事ありても留し承るは少くも叱咤を
たふし弁法活法試みしられは必活き
留の公法無き侍も問ふと借法とい
是法貴しは法といふも養ふの法貴し
留し病日之して不愈侍は法社（初類）
一月の内二十日候り奥より法禁食し或は
法守し社（裸系）招き奉り法守なり

且長し申支婦去に農事と能事の妻に遠く
おて耕し侍らざる留し眠るはるに知悉を
提習し道々別し回交と物り年貞親及
少も不滞若法は侍らざる内家来不母田
侍後の法知も有る因ふよりも令とふて貴
は且長し命も生申年より日暮後し作生
お守侍らざるは法の七教より高和二年
四月令七切とふ（貴し）中作

不らざる者討たる生お上作

官城郡之内国分大肝葉同郡

市名坂村恒兵

持高志一斗

嶺岸葉叶二十畝

不貸叶茂母葉徳文一者銭巻一且歌村茂
古くは辰村没牙葉向没中葉相約
此より不貸叶茂初同村肝葉お葉寛政
九年より大肝葉お葉同ノ先祖恒兵
中者百治三年より同村肝葉お葉子孫
川續不貸叶と百二十餘年代ノ肝葉お葉

此父又本年教より一及も郡村に角より所
等中にお累科小以の著我之と我中先祖
代より執切ると今我父(貴族も有る)と
在我中(小)先祖(風)執守り別して
若公(保)く不能職(支)と治(我)中(五)歳(し)時
父(今)内(病)死(し)後(父)在(場)後(母)改(り)て
同(人)も(數)年(後)病(死)改(り)後(く)繼(父)
幸(な)ら(場)り(し)者(小)口(能)り(る)我(中)の(母)及
幸(な)ら(場)り(る)者(養)我(中)の(母)の(養)父(の)年

没(し)後(復)後(も)存(命)し(時)に(實)亦(有)事(如)く
孫(く)食(肉)等(法)得(る)事(な)れ(ば)母(の)
靈(位)小(法)以(保)切(小)系(支)と(以)中(の)幸(養)父
當(り)十九(歳)以(る)我(中)母(の)時(必)若(母)時(時)
必(而)一(人)家(一)所(養)り(れ)ゆ(り)て(は)其(繼)父(の)
没(お)い(居)る(者)し(法)中(に)一(母)亦(小)法(り)孫(味)の
懐(れ)一(帰)り(途)り(て)父(の)嗜(り)る(食)肉(法)求
得(り)進(り)中(の)幸(な)ら(場)り(る)者(老)及(り)て(是)を(我)
公(法)者(一)記(す)事(中)に(人)く(小)法(り)と

膽沢郡之内下膽沢上郷作村百姓

持高十石七斗六升

源之清 五十二歳

右源之清は養父母（孝）仕給同村也
百姓英向し没入中におりしを又源之清は同郷
中野村百姓源七郎子に承り又右源之清は同郷
方へ年養子に成り著しを又養父母は七十七歳
養母は七十八歳にして去に老病小病し去に三年
前より所氣しそ朝夕興替し執る事不能子
二人は知く家内二人食に服し侍り源之清

未だ小起さず飯を炊き午飯及晩飯も亦此の
器具までも洗ひ清め其の間に田畑の業とも
勤め年間定むる休日少くも事如く孰と
何し幾と亦其價ととて米と粟黍糯雜糧の
食料用侍を二親への養老の資し亦其を
採ひ進中の母の煙草代好く荒常に刻して
与へ至又酒代嗜り荒常に与へ何せ此は
仕地より招ふる事ありても父と初めを以て
致し侍も進くは拓く人も其道代曉り養老を

面色拓き以後は道き刻し市日毎に養父と
初めを以て酒を飲り其時と進く時と
中て右進しはし中其毒の病氣日久して
愈は事あり進級の業も亦侍あり其夜其の
事と云ふは侍公代賤り中其かゝる実實は侍
云は侍ありも公と煩と事ありたゞ父母に
言事あるは後いふ事探あり其旨自も影拓の
侍云侍の妻も夫と云ふ小感化し其公育し
此侍し病のため二親と亦養父は侍あり

二我娘をばしそ人へも譲りやん二人の事も父母の
長公に遺ひ二親代初祖父母の事も養所も
兼束し事なりあつて事皆回交て執り以
家道よく維持はし洋を播く元人へ對しても
懇懇して先祖の福なり礼義を尊ぶ少も
人し洋を成せし官へ酒を移し物とい毎歳
人にいんたり是等篤実し事状隣村と実利
ありしやがむ山月享和二年十一月令七切代
と(黄く)中作

不洋を播く養父をばし當時に在りしと養母
病死仕作

宮城郡之内宮城河原村新町百姓

持らぬ不む汁等外

長助

三十二歳

不長助成父母に孝養致し辰同村惣百姓共
向し没入すれどもお存の事又右同人之知事なり
孝公育し十二歳の時父疾妻ひりて又哀歎
至し三日経金銭絶ち必死は且風雪を
不厭毎日又て巻へ詣りし母は昔六十二歳に
お成十五年の常より胸氣滞患ひはる不覺に
宵々暮い二十五年以前病死致すむ歳の男は

一人有りて其母一人を母養ひし其後其母
のしるしは世親に似合ふもお節のまゝ一
分産する者其養ひし其母及初めの
果より事も有りし其母は其母に
其母の家を以て母を養ひし其母
養ひし其母のしるしは世親に似合ふも
飲食を用ひし其母のしるしは世親に似合ふも
細之体も其母のしるしは世親に似合ふも
及母の好む酒も其母のしるしは世親に似合ふも

母を食物に没けし其母のしるしは世親に似合ふも
齋則歸り母を養ひし其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも
母のしるしは世親に似合ふも其母のしるしは世親に似合ふも

人に交るに美をりて和のり官(浦)の如く速に
身も督従と名流に在り美之類ふより享和
二年(月)全六切と云て美し中作
不云也後若村若生母、病死は作

江判部美谷堂所百姓仁信信堂人

持高之外

友信信 七十九歳

不友信信堂之人に忠誠を以て同村惣百姓
向、没令中若村若生母、不友信信堂所
者、七十九歳、所信信堂、所、子、代、と、なり
業種商賣は、信、文、生、美、美、堂、と、し、て、法、事
法、切、に、事、信、信、堂、と、も、也、と、云、は、信、文、
同、人、の、子、二、代、目、信、信、堂、の、所、に、あり、三、十、年、法、切、に
お、物、の、身、友、信、信、堂、と、も、美、美、堂、と、も、同、所、に、あり

後家法より別家あり其後もこの家産し
常とは津川日夜五人の家に通い高貴の
事一折入世法なり同所の内りゆりけ
たりゆりて天の中飢饉に遇て後家産
漸傾う業種は入等も年と進て減く後代も
次第に数代者う後家産一人かき業一
公法候り為文力と考しゆり二代目仁信坊の
男の子二人の自長子卯信坊とい候なり
小の産しゆり業種しゆり三代に振るひて十一年

此節より二代目仁信坊中風候事いひて是を治
まじ不自由候事いひて將友信坊の男子次り
生長ぬ事いひて家産候事いひて是を己まに
正とにらむ候事いひて風候事いひて是を
味糞よりまじの家にして内所の世法候り
進くい美しと人の家に在り候事いひて仁信坊の
終に病より能事なりと年没しゆり其嫡子
卯信坊に改めし事いひて年没しゆり其嫡子
仁信坊に改めし事いひて業種候事いひて是を

極先にならぬは幸也不顧今以世法は
元初代仁信坊より當之代目仁信坊を六十餘年
志氣不懈分派實流りたるより享和三年
閏三月令二而代文(其後河内代種)中作
不友之坊者時存生所上作

牝兼部 湊町 百種物並流産は在為妻

正 一 年 歳

不友之坊者

令 一 年 歳

不しは後長く後更に事(し)う子令一歳に
後ハ絶絶又(事)ハ既同町肝實換り英向
没人中(若)り紀合(者)を相約り又(不)し
二十歳時吏(二)元代妻(一)子令一歳に終(一)歳に
相成り(一)人(一)七(一)頃業(一)知(一)創(一)名(一)代

後享二年のこそ後江右馬と云ふ後支錢の中
江右馬の村より金子胡瓜法菜と云ふを賣か
りて賣法の増と令花も九歳頃より徳父と
同く高賣法の令花十一歳し時より江右馬愈々
患ひしれは母子の醫療有病に公法費一昨私
佛園にも減法費して初より母子の憂も夕べ
夜具より病く増え江右馬の憂も夜も兼
食さるるに江右馬の患も味減進り凡花
病者可欲く食い母子の營辨せより事なく

意餘潤味し上中を具に公法用い女抱法費
しつゝ家にありて音病し暇に女工法勤め令花
介(お)も賣法減費り家(弟)も其日の利
つりし由と告ぐ利金も時少と母も謀り利
多うると云ふ一旦弟の母も事減も物
徳父の公法費の中令花平日おるに必若弟
必財減たるに止法も得て遠利(証)日
給し弟も事(お)は切日に(母)も不厭
ぢ一丸母の門ふ侍して法も徳父の
不厭して法も

兼止行を得し初日代過(一)時に必家法を承先
傳流し二人の公代お母の令統の継父(一)年
事實父に實なり此は在場も亦意存あり者
りし令統と實子の如く也(一)中の令統年改に
長月曾嫡子孫より者多し又令統中の當時
三人の寡(一)も(一)聲をけし(一)継父の公痛代
不代に流や心人に(一)なりて(一)承遺乞に及(一)且
堂父の公痛代増の(一)なり(一)此要を別(一)女は
他人(一)し(一)其(一)生(一)實(一)此(一)行(一)う(一)り(一)も(一)種(一)中(一)継(一)父(一)と(一)病

物動をれ(一)女(一)抱(一)と(一)流(一)る(一)も(一)其(一)後(一)思(一)け(一)し(一)者(一)を(一)妻
と(一)は(一)要(一)す(一)る(一)心(一)二(一)親(一)一(一)後(一)た(一)ま(一)ふ(一)た(一)り(一)と(一)於(一)
中の組合(一)者(一)も(一)不(一)母(一)子(一)と(一)なり(一)と(一)官(一)を(一)受(一)る(一)
無(一)し(一)後(一)代(一)の(一)二人(一)の(一)者(一)を(一)及(一)し(一)勢(一)事(一)の(一)れ(一)
病者(一)の(一)公(一)痛(一)代(一)増(一)の(一)必(一)議(一)と(一)止(一)り(一)た(一)り(一)と(一)
後(一)代(一)流(一)し(一)の(一)身(一)替(一)と(一)振(一)出(一)組(一)合(一)し(一)者(一)を(一)中(一)か
い(一)等(一)の(一)所(一)實(一)に(一)流(一)ら(一)り(一)享(一)和(一)二(一)年(一)二(一)月(一)令(一)一(一)而
二(一)女(一)代(一)し(一)に(一)女(一)二(一)女(一)代(一)令(一)統(一)小(一)女(一)實(一)し(一)中(一)代
不(一)し(一)其(一)令(一)統(一)去(一)し(一)當(一)時(一)在(一)生(一)は(一)上(一)代

遠田郡之内北方大嶺村肝實、播村
肝實、总帯友九郎喜

持方世十五石七斗

志 此 三十七歳

石志此汝父及徳母祖母(昔此老一丈一石一丈一)
辛物(石)有(石)田村惣百姓矣向(没)中(昔)
相(石)父(石)志此知(少)より(昔)公(昔)者(石)公(昔)又(十)歳(昔)の時
母(石)妻(石)父(石)志此(石)養(石)育(石)月(石)廿(石)七(石)日(石)父(石)志此(石)後(石)妻(石)志此(石)
志此(石)親(石)死(石)去(石)一(石)年(石)り(石)け(石)し(石)い(石)れ(石)る(石)同(石)意(石)一(石)石(石)志此(石)
後(石)妻(石)志此(石)要(石)ら(石)せ(石)り(石)る(石)又(石)不(石)幸(石)の(石)七(石)歳(石)後(石)妻(石)志此(石)の(石)

三人まで要りし今この祖母は十餘年前子孫を連
ね來り志れは三人は祖母(妻)も事(妾)母(女)も
皆切に愛(且)知(祖母)も事(妾)も女子(女)も
志れは其(知)姓(氏)按(育)も事(妾)我(子)のわ(女)も
次(不)生長(及)し二三年前婚(嫁)も別(家)と
此(不)又(志)れ(存)く(思)意(氏)加(家)内(女)も(且)
今(は)祖母(女)も(未)り(子)も(暗)女(仕)也

一 志れは祖母(母)も若(順)に愛(ひ)も又(祖母)先(年)病(死)
後(祖母)又(母)後(妻)氏(娶)り(祖母)十三(年)前

病(死)後(祖母)又(志)れは(不)能(祖母)愛(不)事(亦)妾(孫)
實(方)は(死)て(志)れは(一)家(先)氏(養)方(不)最(者)
昏(定)し(礼)少(も)剛(く)事(終)く(一)食(氏)侍(て)も(中)ら
老(人)に(養)く(一)夜(氏)侍(て)も(先)老(人)に(服)物(一)
一(氏)侍(て)も(皆)老(人)に(用)く(一)其(奉)養(し)具(に)
至(れ)分(賜)て(老)く(能)く(也)

一 志れは(妻)も(不)能(不)婦(道)氏(老)く(一)其(妻)妾(九)節(は)
二十(年)前(志)れ(入)侍(に)あり(正)氏(家)氏(氏)も(又)
志(れ)常(く)其(公)に(不)背(の)事(も)其(命)に(過)侍(也)

家内ノ数多ニ侍を奉にり家内不暇致ん
りし公身ける夏にれに道くき道くゆいし一
家内目ノ調和仕は吏出に常の夜中由尾迷く
此を必侍亦を暑無一紀卦飲食し奉と
沙分字好く公法をしヤ作

一 志れ親族中一も暗くは遠親と云(去)法余神造と
嗣く奉ちりし侍切に改侍も今に成りて遠親も
若近親もあか入は侍當時中一とも正仕為に
常く其公法不失仕飲食其他し奉ヤと

費く公法用ヤの首を突き侍の常に雜穀汁、汁
食侍志今の産業も饒いれ米法用分奉安
此し一の吏の首し通りし中一等(兼)食法分(一)
引し志れ(諫り)の米又志れ首の力耕し者雜飯
汁食しりる力と腹も易く且暑をきし常
病と諫分奉採りてい布て農奉し好とも
成仕應し況や昔し今しを突富し別もやし
を合し米法用分奉とてし者あとりりら友
起支(諫り)吏も其云に逆りる又中一等由腹し

けしは粉骨汗をく農業と居るく九夜九節の
日一年毎に不熟と成事と少産は且夜九節の
あ村に民汗取扱はれ侍馬歩吏及公用少て
米分者常く多し又朝夕食事し頃は志れ
是に飯汗と多し時焼火少く或は湯酒
少し送り食とすく遠近費く共志に感く
合の或は村内く多者飯米又少汗等借用に
米も多者知れは志れ自身に世承取く米計量
多く少汗負数汗改め採くは貸く又少出少

事すくあ忠不足事なげはは情も者又収版
仕水

一 志れは知少より己う身汗賃換く切時極大左
節版も其時く着用成業古換た家汗縫綴り
相用く今に成りては汗欲不遂く之事ナク
水得去常版の言不足指立り節く着用小と
礼業の版汗不貯替汗飾は木柵竹等汗
用し且飲食汗節一葉橋汗も厭事如く凡る
版食常用に成りては事く少は出少く是長に

如く為用は仕道清く者をも志れり是れは
倣し家風相化し者をも志く遠近の村に
鑑し相成り申す旨の旨に於て享和三年
五月令十切符文(黄し)申す

右志れ者村に生るる事

河判郡余江村百姓

持高九石九斗九升

大、出清 四十七歳

右同人妻

下、と 四十二歳

右志れ者皆夫婦し者養父母に者養父母は
同村惣百姓身向し没し申す相成り申す又右
大出清は腰江初上腰江初根村に生る者以て
安永六年當村平右衛門算養子に相成養父
平右衛門は若七十一歳養母は若六十歳に上り

家系より子孫くは得い太皇儲り男子二あり
此後他一ありを香より有るは太皇儲
主婦二親代養ひる者事代七息お執春の
種よりより秋に納りて時を遠く事代
且主婦まは生質篤実なる者して平日兼食
食ひ慈愛代有得ま二親に養養代を
夏に涼めをい暖かぬるに苦滞るに面
食の軟く成代ありて進の鮮実味味物と
中より清味求てあり代より他は家より飲食

正に父母の口に通へる食代包席り夜代は
時長し飯代も酒と云事なり夜に父母の側に
外居二役等にあり代と掲げ送送は進年
父母を養ひる主婦に内一人の進列し日相御
居一日に夜夜とあり家婦て安否代四の食代
作り進のやの又の中年より痲積と患ひ老に
海し金銀乳にあり時とて節なり事代以て
太皇儲主婦と叫答め得ま主婦、清教代
初げ言代代婉り自然と忠代解代仕水

九の遠道親友と初村因（も睦友交り肝葉
組匠より中泊茂、勿論人足借馬共介の事と
刻波等少も足滞極諒し和の法上酒の村人に
先だち酒中の不引實隣村は舟をとも因匠より
作り舟多秋二年六月大定播に令六切銭文）
因人妻に令六切銭文（七黄し中作

不大会播吏婦共いそむ村十好生所在作

牡原郡不卷妻所百姓河部後久留
借金与云播河男

富 莊 二十歳

不富花父母に孝養汝は砂田村魚百姓共而
没入やかむる相好りそ又不富花生質篤實なり
者出知年より、母に孝公深く没舟老軍（
恭流し親友他人へも親依りり家受けけれま
借見し候にあらせい多年しりあうとあひなり
家主（汝）中の常に桐葉所刻める東洋業と

休日少く愁甚きをさうり一々夜中も己を悔ふは
二親と亦く侍のた其苦と者ん事誠歎一
も親とまに寝ふ然る父母と熟睡と何の福ふ
記す不業げおめ或は父用事したる他をん
それ己を代りて其用事な或は父の命より
水に漢より舟として帰逃げも自かて逃
父し骨に代り己を負載して供ひ帰る或は母の
場（父母ゆへ時ふをい誠とより己をい留る所
或はふ拓る舟に父母し命をい己を捨てると云

或は妻と聚りて己をい若かりて養親く
奉養要ん事誠為し許諾をい平日法事二親の
心ふ波の親子しる睦友朝夕賑り毎に通信
雜史あり事誠流し母く嗜め酒い己を他出の
時と好む名にた用い是等く以美之備
かより享和二年十月令一あとなて賞く
中作

不富能者時ある生ある中作

櫻井郡之内西櫻井中里村住居
足輕少之組技並大肝實

給分十二石五斗

大榎丈作三十一歳

不丈作儀、父母に孝養誠あり、且、職務、誠、不懈
取、後、同、郡、中、里、村、町、惣、百、石、石、及、中、里、村、役、實
向、後、役、中、里、村、相、知、り、不、丈、作、の、先、祖、と、り、
川、續、敷、代、大、肝、實、没、相、知、り、者、に、不、丈、作、の、孝、公
厚、く、御、村、の、長、と、取、扱、り、し、も、川、續、石、少、丈、作、又
孝、公、の、遺、言、に、去、年、病、死、仕、り、申、上、り、申、上、り、内、近、年

老衰し後、稍疑執に相成り先忠ししりさうに
常に公法用ひし得しりさうに忠れ分事何さの
文作大に思も其忠未解さ分間の忠に食事と
止り時亦り又し歯牙既に落て後食事常に
人小後も其の自し老衰せる事法欲しりさ
文作、何時とも又し一同食法法の中其忠
大挫り少解るる五年四月又年中風病に均
文作大に驚き急し醫治法求り且身を代らん
事法中に行つた法を、有病法得る遠に

没し其文作、愁傷法、ま、く喪中粥と食し
夜、常法解死者に事ふる半生者に事ふる
少く祭儀とと、清く法、其後、物替祭劇、半に
よると、名得止法は、法、又、由村、入、ま、に、墓、一、詣、て
昨、ち、ま、に、夜、中、杯、墓、一、詣、て、あ、時、と、一、年、餘、に
あり、名、解、の、凡、の、事、何、分、時、の、祖、考、一、告、時、と、し、て
又、し、位、牌、法、札、上、一、遷、一、其、希、り、て、軍、書、欲、中、小
讀、筆、も、少、解、り、文、作、の、後、あ、り、自、文、書、て、忠、告、り
揚、骨、し、當、春、花、法、の、法、の、見、ゆ、り、又、一、文、法

夜之く食少し者(一)夜食減子(或ハ居室
破モ傾倒延焼成者)(一)其御里ノ事分者より
助カテ仕度トモトクノ負良救恤シ更ハレハ
夜中自ノ中ノ事ニ任テ仕度トモトクノ
寛政十二年同額旨村火ノ長ノ自ノ先ニ
火之ニ細分村内法没月日也(一)日限トモトク
治地モ折良風烈モ火大ニ相成丈作兵毛ハ
町裏より流ノ里間蒲兵風下ルシモ是焼
正ノ事新小侍モ是也トモトク始流火事場ト

名離制道政ノ人馬シ怪我等トモトク火既
止シ丈作ノ家ト火災既止モトクノ家内ノ命
迷ニ飯ト炊ラセ敷焼シ者モ(一)室帳減カテ浸
兵刃ニ迷ワ者(一)板長木葉延シ敷減子(飯米
等トモ焼失没ノ事者)(一)自令ト受メハ飯米
減トモ(一)中ノ郡中ニ北上川トモ(一)分大川背シ
元年七月水ヲ溢ルハ其ノ先ニ村行莫ホ
川具ノ常増トモ(一)分村より船系ナリ人馬
怪我ナシ(一)制道政ノ制ノより之際モ是

一人馬一丈と助けて船揚げ其民田畑
流離の事跡其の教旨は民家釋流氷丸
流離別代其の者教旨有し其又急に救は
れし官府(洲)令不之(利)是年舟次
借与(舟)家作(住)一人(離)散(致)其(之)の
災民赤子養育料(成)道年(尚)更(法)部(令)
令(法)部(教)諭(官)負(時)也(村)住(は)
又(法)部(教)令(法)部(中)一(巡)中(諭)一(且)
己(は)終(し)叔(法)相(也)一(村)に(五)才(入)一(俵)?

郡中石砂地不仕石(材)法没(分)と初志(り)
者(は)其(を)不(う)り(或)外(移)と其(を)没(に)愈(一)為(是)加
毎年(貸)方(と)為(仕)荒(之)利(倍)合(一)今(に)
成(り)て(は)舟(赤)子(養)料(而)也(亦)以(出)荒(し)
由(は)と相(成)は(恒)也(て)郡(中)に(民)赤(法)信(同)郡
に(根)通(村)方(は)天(明)年(中)凶(荒)以(後)馬(數)不(足)に
相(成)は(又)丈(作)無(没)以(後)年(に)官(吏)及(制)道(は)
今(に)成(り)て(は)其(數)四(年)に(比)し(は)六(倍)に(踰)
す(は)郡(中)に(七)切(亦)不(少)中(里)村(内)北(倉)に(解)

中洲の河津の河より砂採り用水通り
年々あるに及ぶ多々の人吏河費の事
大切河具の以後水利重要相成り同郡
水門お破薄は是又用水壅塞は
水門破り不火逆り春秋の排も
早換り患ふ其外道治り小指
先年より人吏の年々保と費
の辰留に河津後二年人前後
成り成り

右の河津の河津の河より砂採り用水通り
年々あるに及ぶ多々の人吏河費の事
大切河具の以後水利重要相成り同郡
水門お破薄は是又用水壅塞は
水門破り不火逆り春秋の排も
早換り患ふ其外道治り小指
先年より人吏の年々保と費
の辰留に河津後二年人前後
成り成り

右の河津の河津の河より砂採り用水通り

松平政平代内

文化六年十二月

星 甚 是 清

文化元年至同三年

封内忠孝等之者書上六

松平政千代内

早甚彦清

仙居城下者町田中尾橋惣借尾仁有
昔母古子抱実出言実云右邊(毒)

子() 子() 四十二歳

右()子()後昔父母へ孝行を()後同時將矣
揆()組合中并()向()彼人中出()向()右邊()也
右()子()子()仙居城下大町六丁目大友屋()昔()岸
娘小尾()尾()多()同所()去()丁()目()古()子()抱()實()出()言()實()田()中()尾
台右邊()云()云()志()子()身()右()子()子()を()幼()年
より昔母小昔()成長の上()舞()昔()子()成()入()也

台在馬八仁在馬と名改年貴子を台在馬と
名多商賣引續りて近年困窮小及ひ
二十年以來家屋費を賣拂者町内中老病
借居小引移台在馬八商賣の多先奔走を
家に行き此日名是小有且高乃利と云く
家内妻子或貴小名是と云ふ、知子二人を
左提右摺仕たり、女を勤先を笑を以て
お親の牙貴小信一家此貧乏事、お親へ
添く隙、親をして母屋為仕、九年以來

貴母七十二歳之付より病發り、座中者、
小川平外、食物の足、飯是とお多
病者、家々有言を計事なく、何時も
是と通為を、病仕貴母病、甚く貴、口方
山の影杯、為因且初見、成とて傍、
座せし先、小我笑杯せしに、終、
忘れさせ、中、貴父を、
六十年、中、
小石川、

不通を事しつゝて七能折素しそ志言小
不遠旅んを用也了志の此の昔は父道有酒を
好む少の老の達小可叶者を反振彼より是
ま妃若連もそ言小先より時たはしそ是を
逃め已八側小侍り浮世嘲等仕磨め中の支親
た小は是念石仁し二使も教先衣衾を
汚し沾を事昼夜等度と云事たくりし（た
そ時く洗濯法し具様を顯す所は結如此
二親をまき人老ん成候り物申と体是はるる

帳もたぐ介抱しお親の自是身神をも按摩
抑搔仕父母の故く眠るを伺て候小寝に就
是等く行実他町の志と感責隠言し身
文化元年日月令二あるをよ（出典し中）

右より、夫若海、た尚時存生、在、在、

江利那水押村百姓吉右衛門母

持言六石六斗五升

里

此六十一歳

右に此依冒姑其夫曰吉事ハ此迄同村惣
百姓ノ名及中隣村改身其向ニ改令出ル間
右尋ル事、右に此ハ冒吉右衛門七ヶ年ハ示テ
極老ク上御事を病ニ二年ハ後病死仕テ其
夫吉事無事ト云テ示テ一症候を患ハ翌年
病死仕右二人ハ病中此ハ其父の食物及
茶用菊川の事ハ成テ一親切小存表

後くそ没後哀痛甚しく今小むる色夫
胃の忌日毎小儀を爲し系祀仕姑を尚
七十七歳小むる十九年前より中風を嘗て
偏枯と成りぬるに此二便をも自ら取充
給夕々食事も自ら食ひ莫く法業此
取をば便の言ふ小取必求免他より貰へ
抱ひ莫小よるに姑は若湯茶桐葉を煎て
そを直して程を付たに問て後進免衣被も姑は
ゆらに信天章故晴く食ひ姑を南極を

抱き出し四方山の嘯杯を流し暑者も付
粒心を爲し中も属く記す姑の座を整
けく為外常に姑の公安慮する松心を爲し
中ひ此子も舌右傍に中ひ又母能喻し
作ハ村市へ出る毎小中風の葉を買し免
外小五條儀買物ゆつても後不足く食ひ右
茶も必求免且外出毎小吳乾菓子等求免
弟り此此の看病の暇小横儀の候をとり
且夏中、蚕を食ひ真綿小作りて賣り

家産の助となりし幼孫二人育しを捉抱
し子右衛門夫婦小農事成勤已志六里
元及び親戚隣里よりを招きてもゆく事なく
朝夕の食付之家内一同食し毎日勤働の
教へてし教くは始はしを学芸成志
免に親教不及中村内一睦しく交り法上納
等必そを期を不遠汲以し通しは後を
何れも遅滞なく右勤農割道仕り得る
右右衛門夫婦も母の教小道そ不背し右に
行

實無疑より文化元年七月己未(金七切)
を以て賞を行す

右に此尚附存生を在す

氣仙郡濱田村所英

持言早石斗三升

二席七

年二歳

右同家

みや

年二歳

右二席七候云々村を治免且妻と古に父母小
孝し候同村組合老老を始迫村所英英
向く彼人中にお向お尋り候右二席七々三祖父
伴二席七代より候所英役を勤免二父
二席右席の村方取扱区段二十八年勤仕の間
右席と金を子一歳し夫小り候子二席七々

却かより号實小有く父母一車ふるに業和
也て法人に禮義厚く物我に同てをせさ
志小りも、既小長して後孝ん、深く父公私
用也て他を、所之、六、中、何、時、と、所、居、己、志
も、一、他、の、也、是、七、父、母、の、所、見、事、成、也、志
他、の、者、中、も、事、なく、風、雨、深、更、也、を、名、歳、時、定
仕、父、死、後、を、於、母、一、在、世、を、存、一、也、云、云、年
十月よりを母、積、成、患、い、数、日、不、癒、一、六
夫婦、在、に、帯、を、と、解、ち、互、に、扱、垂、と、侍、小、侍、り

記、卧、等、と、人、の、自、を、度、は、此、衣、懐、此、を、懐、不
及、中、醫、業、食、事、等、も、子、性、を、存、一、食、也
の、好、い、何、れ、六、路、の、を、成、と、不、厭、目、く、求、え、と、一
二、席、七、事、一、を、余、儀、用、事、也、他、も、此、れ、ハ
親切、小、を、世、法、り、故、家、内、一、中、合、を、も、ち、毒、を
夫、の、ん、に、順、い、名、を、不、た、く、介、抱、法、を、之、後
何、う、て、母、此、病、合、候、小、を、り、中、の、三、席、七、六、孝、ん、
を、以、て、穢、習、に、施、し、り、是、ハ、村、内、を、く、都、禮、仕、の
貧、民、祖、を、通、一、言、者、何、れ、ハ、己、の、金、穀、を、貸、し

多一進ニ民此痛々々此近海為波一々ハ
毎年村内乃民官吏此督促を交々若く
村内争論等の事有り其後方呼寄
丁寧に申諭しり此一人に感懐し先此を
悔改中の農事ハ甚お精進ニ此七六子此
勵力し田疇を少く不懈し六村民農事に
情事ハ若く村の常法ニ此七凡雨を以て
早給より之を場を足し一人吏此情を戒め
節る此月免不之を若く割道せし一人吏

不交して七切速小成農務を名妨して法儀
まで減し中の二席七六弟川由割を守り候儀
成者としり是ハ村内の民を分を托し套偏
此者若く近村此民の教こそ若く之を台
行を臨ふより文化元年十月二席七六令
二あるを多一同人書成を卷中の

右二席七六夫婦母大小南村存生を在中の

牝麻郡湊町百姓茂左衛門子

持言五斗八升

平治 三十一歳

右平治候父小孝を存し、後同村惣
百姓共向て役人中におも同右尋り、右平治
極貧也、朝夕の當たしく、おれ、日傭を業と
爲り、又知、おより孝ん、深く法事、父の命に
随ひ、朝夕持佛堂へ向て礼拝し、之後、父乃
安否を問ひ、食事、小飯、小湯、先味、よき菜
物、一ふり、之進、之と云事、おれ、かゝる貧乏、

内也との酒代肴料を必ん懸置り父研小
及い非理を云へる事何れ大匠反扱い如く
く免き海旅仕り己き支揚を多きそ衣落く
惟仍先父へハ厚く云せ中の父他行を如ハ
何方まそそ近小系り父の用事、物中そそ
更小不厭を語試そ翔也る右辨中の且組合
名及中町内へそ実候小交り中老に仕所
右へ行實を傳小より文化元年十月念二
を交へて賞く中の

右派平治高村存生名在中の

遠田郡之内南方大柳村組

持言十九石九斗五升 氏右衛門 六十二歳

右氏右衛門氏小者を子一遠田村惣百姓
向、彼人中出、同右尋り、氏右衛門、父分
尚、八十七歳、小、氏右衛門、八、毒、及、娘、小
妻、小、氏、子、長、助、成、在、子、に、一、炊、意、此、事、を
勤、免、父、の、口、小、叶、ひ、為、を、進、免、且、新、文、在
小、料、理、之、入、り、品、を、預、免、父、小、向、ひ、様、へ、
物、を、降、き、好、め、る、物、を、進、め、る、仕、合、雨、言、小

の首を父物淋しうを娘の友とて近き
田畑を耕し又ハ屋敷内の御斗を以て
父の寝所小侍の四方山北野林に父
眠る名中肉ハ附居申ハ武右衛門ハ去年より
組民役お勤り申家内不意申内申行在
兼ら友退後ハ流飲ハ父にお後流り申父を
謹厚なる者申幸に公事を重しハ此
武右衛門ハ言り申ハ既小宿命を蒙り申上
如何なる申辛苦を申思ハお勤下申申勤る申

是又父の意に随ハ公用ハ候申弟ハ父小
為中少少私仕申幸貢法納申父も常年申
滞右納り申少少申武右衛門申ハ懈申事
何うやと床敷思ハ完お答納申せしやと尋
問り申農事後申申村申も法事申候指申
上納者一小波し向後人の納り申を以
父小見申安心申法且形後大に申申滞申勤
組合ハ名及申村申ハ睦友交り民間壽命
該合の席ハ出申申武右衛門申ハ不問ハ抽申

老為交國仍由小沙所右の行實を傳小
より文化元年十二月令一書を以て賞
く中々

右武右邊尚附存生を在也

仙臺城下大町三丁目古人行實
並酒商賣吉原濃氣清後見

由急清 辛酉歲

右由急清城主之代一忠哉是く且奇特
の行有くは辰同町揆以將實英近隣
組合及向く彼人中出は間右尋は是右由急
を磐井那流合津村お生く者小有く明和
元年十四歳老六町三丁目吉原濃氣清
方へ年代とたりは是くを是く濃氣清商賣

毛自弘く事十人條の近代尤も仕多由病
を元人小抽て勤方匠者に有く此業也
小して人と相順く己より勤回傍業は
能随ひ曾て戲遊を名好起り常に小
先之物寝ハ常に人小後れ少く此帳少を
字を習い筆或字い精力を属し早く
商賣の道小通し此れ主人を初彼特賣
たり或感祿し門之仕多事長此教小
随ひ此忠誠をみるし中此能く此清年

増多病身、子法飛、内亦乃習を修せ
只管業用を更と、此在事、由之清也
元小抽て親切小看病仕、此年教不熟
世間名通用の付小商り、在、一貨流せし
令清も込所混洋し、江戸素向在り、と
年、借使在指、濃、清、教、事、小、及、い、事、事、と
何し、濃、病、病、大、小、漸、し、法、飛、ハ、看、病
教、引、放、所、有、て、濃、病、病、名、代、と、な、り、と、更
辨、正、し、可、と、事、と、事、由、之、清、ハ、至、人、福、教

一人小在成りて同人ノ渾里の父母親戚此
より傳言早く喉を乞帰歸せと勸め
作支由は清不肯して云々私更知少
より主人の言育成更け人と打立了此存息
を不報ハ義小いし其況や今主人乃家支
新小高り兄棄事ハ心小不思且私未
子少て家督の兄を有る家跡の意を此れ
たぐり此を由は帰郷教仕合言ハ郷人
之志を感し由は清ハ初程少て家

時より与親ハ孝心小育り濃き清小更ハ後也
三年に一度位ハ必帰省仕与親也由は清成意
此を此事最深きを以て帰郷を最勸免
作此後彼ハ忠云小感し由は清ハ意小促せ此与親
既小没して後年忌等の夜毎少々必帰郷
此小系事を以りし中ハ

一三代目当流清初小して父及祖父を喪ひし
此ハ後見を三人事成親此右儀ハ流清ハ
姉年以お意小由は清ハ妻と打し後見を仕

可況分何し哉 議定之由無情(後)一由無情
昔ハ思石之既具如之極能有候小也(大)未之
素より下人の候小有之形而付并小也(社)非常
之候也及之る事に及之る主家(町内)世に双
家柄と申之る小也(不)背の私主人(後)見
渡し并小主人の言婦を事と出之候ハ甚忠入
作系此候小お出之候迄ハ極後見せ之天系
生涯帳成之ハ此力を竭し初主を守之存意
小且向之候と安し多由(と)近言し主人の親乳

再三諭と云(大)肯不(然)に此長古人(寡)命と
申之候(り)て右(大)町檢(り)青山(在)場(り)始(先)
設(り)之(り)の(り)此(小)と(て)換(り)所(英)及(町)内(の)古(人)
月毎に梅(今)を(け)し(一)回(法)を(守)り(候)候(を)考(と)
し(一)高(妻)乃(業)を(勤)先(町)内(和)睦(し)去(出)と(言)
助(ケ)命(を)交(杯)談(公)仕(此)序(を)以(決)意(情)親(乳)大
右(女)屋(為)し(お)教(し)由(之)情(を)喻(り)考(後)以(再)三(の)
告(諭)考(由)無(情)右(乃)止(許)諾(仕)決(意)情(り)婦(を)
辱(り)後(見)考(を)お(勤)り(考)内(証)考(決)意(情)母(子)

乃反扱ハ是迄ト通臣主の秋お皇孫恭を奉リ
一節小主人の家産の旧小後世と欲し本綿
高賣ハ先以本酒酒店を因り酒價を納り
且清飲之と夫ハ一毫二毫程の酒をを
是次手賣拂香の物ハ清をを本文文一ノ取
本増酒を賣去店小満り由是清り不盡等
也酒を飲去所口論争闘の取去ハ新
酒を醸し初て開く時ハ必先非明棚一箇
之後先母英濃等一右進先己と俱小是を

飲之而して後賣場ハ出中の意迫小不賣買
酒の記文中來之ハ翌日ハ未明小樽成掣等
仍清て後乾飯の支度を作り又ハ酒を
是並ハ所成翔とて定指を集る途等
矣物及野菜等成買求先毒小命して洞
奏し酒の者に傳ハ中ハ或ハ米價踊貴の
年になり賣酒乃禁有ハ荒物高賣杯に
引留りて高賣屬ハ業を易ハ然利小換
夫何と云ふ事打進た由是清り忠實人皆

此水を知りし物も志亦不少し友何三國賣小精
ても右無小利益をも有る由無清ハ迄來矣
備を不好候候を帯に守り十数年來新
衣代共用せし家内一も冗費なく此お示
一但老母共無清ハ見苦費を無清候
そ之用為波中ハ先年陸奥守入部と云
城下町への右人共郭外小泉川原と云
まてお近の身當無清と云お知れ初めに
作部ハ失儀と程と程計存人を供とせし所

たす事共家此恥辱とたすこと計り敬く帰
宅せし所聞て先人神家内安堵のんとも
身由無清ハ無清ハ為小筆履取となり
目見し事共是尾能為仕と後と無清
まき勤向有るはハ僕説となり失儀の事
たき流介抱し此ハ由無清を無清と見
感涙も老多し由に此所ハ無清共と意
忠源くは友家内純熟仕由無清ハ妻共無
孝養の道を示友奉家ん共協せ老母乃

身心を安んずるは、其の自覚感化仕家道之統
睦情家産属空く日用窮困小乏りて
有るは、其の老母及濃情の祈恩
石為仕人死法方、口付の問遣皆言乃
法儀と關事なく、祖先の年忌、毎寺僧
を招待親教を集免、迎隣恩意と志と茶
茶杯振舞由多、宿客一對、濃情家
小當日、其の法事、小の問先年、通せり、
法方と有る候に、尤當日の事、祈小の

此候、其のたる寺僧等、其の忠小、
縦高、其の問先月忌、其の主人の墓、
一、正忌日、其の必、其の主家、其の先堂を、
若當日、其の止用事、其の、其の必、
翌日、其の墓、其の、其の、
濃情、其の家、其の、其の、
人、其の、其の、其の、
有る、其の、其の、其の、
其の、其の、其の、其の、

丁字に該事を教へ石洞法に奉旨に世話
仕或んは遠くは捨り等中流此方に遠都
一或の法事修す者夫れ此の法念を
丁字小中論し感得為仕を自ら己らん也
如何と也事此の法に改改に告げ中
人乃用向成文念とい己の用を辨せり如く
所を幕抹小中事なり先年大町乃
商人在る所物換矢の事いり十餘人の命を
かき取り莫々の換念いんを此の法に告げて

由無情を推し之傷に赴き直く九割其
括し是より由無情許諾法し所あり之地に赴き
多く此人命を救ひ其の主と己の換念を
反計い未し涕涕仕候有り由無情ハ全神
辨舌何る志也と云り是より他人石籠の石を
容易小丸捌きし事大教多有りしハ
町内之志彼奇女何るに誓うし年竟忠誠
正直何るより一人を涕披し事秘小
洞辨也なりんとん大に感歎仕是より

由多病の云一と事成ハ町内ニ志取諾せしと
云事ナク町役所病室拾合ニ志由多病を
名代小若者ニ志是也故障をナク之歳
一夜ニ志取ノ事成夫何事を以て町内
民多たる志取由多病の旨行小死ナ町内
元扱と自ら心を用ひ病者何事と由多病を
以て志取と仕由右役所等詞を公セ中
おのり文化元年十二月令三十切代と一
志取行を詠一の中

右由多病病死仕同人惣登米於石表村
百姓表飛家跡右續在也

加美郡官濟町揆断

持言二石二斗五升

仲台清 四十六歳

右同人妻 ち 四十二歳

右仲台清夫婦の老父母に孝を尽し延岡村
惣百姓英日向く役人中出り間右尋等々右仲台清
父源右衛門寛政十年七月七十六歳少七
没し其子仲台清初より孝心を以て父存生
中親切小事一家貧乏先般夕の年甚多端
心を用い病年等の長八寸小意せし食糧也

官城郡之内五合七北田町百姓

持言十口石七升

右小左衛門 日十歳
右同金妻 日十歳
す

右小左衛門夫婦之者昔母小孝一且奇特
の行有之従同町惣百姓英向之役人中
出止間右尋少之右小左衛門同於実津村の
老少七十七年前同村六右衛門之婿昔母子に
右歳多之右六右衛門六十二年昔小没一昔母七
尚六十九歳小少之年久一々眼疾を患ひ

遂小盲と知り小左馬の才幸と助ハ自是
不食に有と妹志西人の疾病成患ハ小左馬の
幼児之人有と家内八人の内事を勤る志と
てハ小左馬夫婦も色小左馬の上持言の所ハ
小左馬同濟土也年々不化小左馬の家にお
し乃能なく貧窮甚なりと小左馬の生質
等實と志也昔毎一孝心深く十数年の間
何事なく拘い嘘しく人と争い又ハ人成
此等事なく咽乃控を守り家の法を正

しく親戚と和睦し組合及町内長者
有と厚く交り年の貞村乃彼小おめてハ
産乃之をを名願他事成打捨せ成
勤免右七北田町の秋活打水ハ傳馬方夫
を勤る又秋亭也傳馬等多く尚り亦
之老馬の支度又ハ飲食小間取り別限後
督責を文ハ事ハ己志一人の代り
成り垂小左馬拘ち附送り各免を免き
む事亦多く有と自らすうそ夫とたに母

孝一母ハハ付の毛腫小在古先杯末て為
忌常に母及夫を亦家内の衣被をハ先小洗
滌一己ハ服被ハ後小仕多ク人教多ク此ハ已
常に垢つぎ被多ク哉忌一居中ハ右の行黄
吾類小方文化二年八月令お切を小左邊小
夫一右をすくに夫一て賞を行中ハ

右小左邊ハ夫物古小高付存生在在昔母と
病死結

仙臺城下北原治町中見在惣并席
添人菓子八百尾物三角賣

右惣并席

半日席 十歳

右惣并席娘

小 十九歳

右有人之者惣十席ハ昔々復ハ右一町内
ハ先年英向ハ役人中出向右尋号右惣并
孩初ハ付方伯父惣十席活人小在惣十席
多年病才少ク三回賞を成惣并存半日席ハ
惣十席の子と古小拾働家内右續在在り

曰去年以前惣十席妻と男子とを喪ひし者
右二人の病中少く半日席無惣十席の女子
よふ二人涼切に看病仕合是より後半日席
一人少く商賣を派出精一日毎小始無米
法の菓子成賣行ふと他年間付良小賣
商賣直交品成惣意と志に尋回船方扱
申まて品を替商賣をなす或は商賣に
利なき付八人乃為小座去貸涉を取去
の資とせしり此付小より日用の資

小及び良を有く親族及町内と云は是等博
施恵仕合志有く此等必惣十席へ告げ交乃
大小に不考凡そ目箇小取斗物事成せ此
向文是後と通に後い申は且町並法勤小
おめても半日席依名代とせし勤を鞠と事
なく惣十席のんを女座為仕合惣十席七
長病と上去年よりハ申風小取此且将満
病愈右取り扱を暇小就く事不能り
娘よふ粉袋乃席をせし是取扱意に

附居父の身體を按摩し一日方山乃影等が
中夜深切小看病をせし一甚重なり高夢く
間也そ看病に力を尽し城下肉小二書丁
小地飛臺あり小六書丁茶屋等に湯殿山
控候の言ありしを右と下毎次均干席
熟睡乃刻語是伯父の病愈へん事候所
中は是等々行實を傳ふより文化二年
十一月廿四日に令む切を与へよふに令む切を
与へて出資し中候

右五人在に當時存生を在

栗原郡之内一迫真坂町百姓

持言九石六斗四升

幸之助 年七歳

右同人妻

也 年三歳

右幸之助夫婦之老母に孝養誠多し近
同村惣百姓共向く役人中出立間右幸之助
幸之助八歳幸之助子にお母老母老母一人を
養ひ幸之助妻七歳母少少又夫婦老母無
孝之深く母尚八十三歳少七歳年来
右眼大翳障在り醫同然に為り常一人

母の傍小附居起即二便在小石自中云々取
反扱水洗足髪事未七毛乾夕浴切
小事中家素より困窮小友幸之助之
夫自向反事成業と一時として豆腐六
石花菜成賣りつやハ紡織の袋をそう臭香
乃乾を毛充の若小信一乾夕此食を母ハ
先小烟追結母嘗て酒を好友法漏店に
更に似せ日毎小一而夜つ進と云事す
夫物の志人乃食邊食小少ハ一七内保着をハ

己不食一て包懐小一母一信一衣乾を毛
若小應一傷中小友物の志ハ更右更食を毛
厥事が若母此若をゆた小七事如此
更右右幸之助持言ハ家東白川七席給知
毛有之身同人方より夫物の志ハ酒及米を
与一賞美仕中お少泊行実云兼小より
文化三年正月令一あり夫物小子て炭
之行中ハ

右幸之助夫物志當時存生居云云

仙臺城下大町丁日作若菜長兵衛
後家三人借居解細工原台飛娘

右 早六歳

右以ち倭父母へ孝養を為し辰同町撰巧
行英組合中英向く役人中出向在尋母
右以ち知方より父母へ孝行有る二十一年前
母病死仕多しを母乃墓下一ヶ年中日系
を一進み八月忌に和也七毎月一五夜に不
怠墓系致し生小墓ふり如く墓獨へ向

法事拘渡り仕込近年貧富甚しく衣類を
乏お身取申斗墓氣仕終夕母乃佐解へ
食を供へ申父台歳ハ尚七十二歳小歳國貴ハ
馬の毛少て解を搦ひ産業と仕氣ハ
父乃傍へ附添居おせしハ自然と兄智
遜小父を休息せし先ハ一人少て細工仕
そとよりハち兄一人もかまは先年
只七と云ハ聲を入き家を焼く先女子お仕
持禰と名つけ申ハそ後只七事父の心ハ計

申先十二年前婿貴子を際し申ハ
孝貴妻ハ事なく娘持禰をお身に渡し
是夜急病成れり貧窮小ハ父の老
をゆくり小ハ宿災を滞なく屋主ハ排方
仕衣類を素より乏お身取申ハ
衣衾を父小歳ハ己ハ帯解て不解外ハ
夏秋ハ父の傍小附居枕席を扇しハ
事稀小ハハ平生古に己ハ老服を搦扣
父及娘ハ為忌ハ持禰と母の孝ハ小做ハ

已此是用とせしめて皆祖父の是用小供ひ
中のいちハ墓詣て神系りて亦遊山及酒
聽等へ赴く事なく同町小原左の神明宮ハ
属る系詣仕神明乃加護を以て父此長命息災
且已志母子在小学病中父を告ぐ事を祈り
中の父を以て勸免せしり樂為仕を免妻
の後一人出立仕候免ん元母ハ此神に信
為仕且遊講と告と伴い行儀ハいち此小
教中の同伴と告といち孝ん何ぞ成不志
打是ハ丁寧に扶助仕異日留申ハ父不嗜の
食不を烟至帰於少一遅く之ハ隣町とて
迎ひ出付て家へ帰り中の平日父不好乃
食肉或ハ葷肉の新肉成ハ價の言下ハ不拍
必承免又ハ他方ハ師友茶菓杯器此之ハ
母此障茶上供ハ父一之烟進一其候母子ハ
為食中の父酒を好身是飲与度免進め中の
又酒を好身いち之自能く智叟連ふ一に
うたい是免んを歴さめ中の遊山及酒の

志毫甚しく二便も居たり滑りしは此杯
少く不為見旅一人少く元收先中且食事の
量も初見の如く右成源更小起り或は麴或
酒杯早く酒進せしを以ちを責先止む事
なり付ハ麴店又ハ酒肆ハ以ち走り行き居を
叩き志父頻小量り同慈憫成垂賣た各ハ
とて丁寧に求り此ハ後少を店を以ちり
孝誠を感し深更少を以ちり交す(関舟
志ハ疾く起り出後斗少をも厭事なり賣

与ハ中ハ迫隣と去り以ちり貧困を見小不忠
柳の令淡を惠信候有り交り以ち固く辭し
且云りハ厚情を背く事如何小為先老父
平日の志ハ女たけ人此後分代法事し
不存小り交り文納仕合てハ父の志小守り同
文用仕買費中少て厚く謝を連(返)中ハ
親友及近隣と去り以ちり辛勞成憐素
後夫を入り此方勸先之在り以ち取諾せし
して云りハ揚承少て老父を心の候取扱

和見の向後夫ハ決して入中ノ事有然レ娘
也其ハハ以て家ヲ入家務お之方親類
在托号親類有之ハ以ち之為り揮洒を
ん得居向之ん小紅せ其ハ二年若也其
年を全き家を終レ先々ハ以ち年成
得居る事一実子此如く取扱舞夫物也母
乃孝誠小化一祖父ハ深切小を其法ハ以
何事ハ之慈也深く日毎小東之乞食の
状ハ之己り之業を捨至之七世成与一

幼児を携たる者ハ食料を与へ東之乞毎小
却る事をして是を以て却る人を惠也其
乃厚之ハ亦可見右善行之段小也文化三年
二月念二日を以て其ハ中ハ

右ハ以ち父子大尚附存生名在也

桃生郡之内深谷浅井村百姓幸之丞子

持言二十歳右斗二升 右所在場 年二歳

右吉所在場候父小孝を令し候同村惣
百姓共向役申出右尋り候右吉所在場父
幸之丞代より困窮小為大幸貞八人より先
たり形役等遅滞なく右勤め志に令し去る候
も父の志を継ぎし公用を令し且孝心深く
法人へ厚く交り申し七年若に毒候表し去年
若小子二人表し嫡子此毒を里元へ与し親乳

より苦子を求む長貧窮なり此に事洞の
新く右所在場の人也父を苦い叔中少
弟履業鞋など造り辛勞をか屏厭はせ
朝夕乃食事毎に父ハ少新小炊き是迄
村市より帰る時ハ父ハ身むる程斗吳杯求
帰りの父老妻小及いりハ好く是めり
多し以て之を少きせ中他より帰れハ
さきく少く少く一返事成ハ下亭に送り
之を庶免叔中ハ父乃傍成新事なく

席を志す舎をわい枯く寝小就く先父の
熟睡を待て後之を床に是等乃行
實隣村の先也中ハ云備小より文化二年二月
今切代手ハて羨しく中ハ

右吉所在場尚附存生在在

栗原郡之内一迫川支村之内
住吉野新町百姓幸内水吞与三市
子

仲 茂 四十二歳

右仲茂係父母小孝昔波辰同町也百姓矣
向々役人中出向右尋多々右仲茂初より道
温和小し七町内一乃交を親しくかそ人と
争たし情事なく既小年長し親亦年
老家亦貧く身綿里の人より其續を交ふ

于田代作り扱ひ繩がひ着履を送りて産
業を営み朝夕此食事と仲産自り炊き米
多き代二親小進先己志ハ執糧を乞ふ
四季の新物及師友品あり己かくて毎小
進先中の仲産三十餘歳小及へた毒打を放
親及及進隣と老た助力出しくり留將を求め
ふと勸先等仲産中咬りハ主人を増らてそ
令淡の貴ハ不かいよ二親の年暮を落
し且そ一洋順がさふ志を棄りてハ却て

二親のん言を勞せしめら同先以扣へし中そ
固く辭し七年以不母ハ十余歳也二病死淡
作事病中食事業收等と朝夕人を用を
年の茂少母を抱き温先持る方り看病徒
父年三席ハ尚ハ十七歳小等母没後極渾切
小事ハ年三時ハ父の跡小母一を是を温め
己ハ常に見苦矣衣服を是ハ少以天父ハ七
是年お庭小衣を為是神事祭礼及法
是物有る長父を偲い或ハ城川或ハ舟員

て行ふよき可を控て死せし先己ハ此
間カも帰て農事を勉て復父の迹行
伴の帰る中ハ先妻益甚小及てハ尚更
叔下率ハ先妻波二便そ亦ハ先妻小児を
嘗ふ小女ナリハ尚妻よりハ起即去ハ同
成業ハ友仲飛ハ田更をや先妻後杯送リ
軽父の傍を不敵を去せハ身知及迫
隣乃夫天ハ小女成憐農事を助テ間カ
を耕作せしを勸先妻ハ仲飛を厚きを

孫ハ存意小遣い且田畑の傍小一此小
飯屋を之先とせハ友仲怪ハ向路を父の
數低ク解年そ有ハ父同父の氣を思ハ
尚年色小此ハ竊小也ハ友某田ハ赴ク
付天章区友長資員行ハ右飯屋小入金耕
作の御を見せ父の暇ハ氣色を見友故を
以也ハ中此ハ関人感賞仕ハ右の行実を偽
小より文化三年七月念十六切を以て賞
そ行中ハ

右仲飛尚時存生五五

江刺郡言寺村之内上河原町百
長之助添人

右 助 曰十三歳
右 免 曰十歳

右云物候貴父母小孝を以て同人妻許免
夫小造父母一丁事に事へし後同村越百姓
向く役人中出た間右尋り免又右云助八同村
百姓傳へ出り子少て天明七年保田市之舞
貴子に在候り免寛政元年貴父保田市病死

彼時を苦助悲哀を極先今に之を二十
八年忌日等共亡息墓系仕合貴母の當
七十歳小の多る年中風成患ひ且老耆
程年にお成折るに苦助夫婦を可成か
と之ん小宵此丁字に事入秋ハ母此側小
外一ニ便小起り長七抱りかひ中の苦助
夫婦共男子二人ハ常に幕の食を用り母
母ハやう成物を逃免他の家へ答應
乃昔七時交ぬをハ包り物了途中めてハ

さうあつた矣あつた、菜打と見當り此を案求
て母小近先野菜菓子等ハ先父乃靈前に
供し之を後母の食事易く、此洞ハ近先苦助
夫婦ハ常に地布お成等一衣之く之を母ハ
付是小恋して衣を子ハ之を、付ハ歳勤等
を之ん息を建て定成凌く、即ちと打し
夏ハ涼衣を掛して床を搦ひ母を庇せしめ
恙を為凌中ん平日何れ村法行等
中福ら事をしてハ之れ隨ひ守り苦助ハ迫取の

人の為小産い作りなど云事をせし妻の
為に措を減り衣を洗ひて其涙をうけし
母乃其状をいふ小住親友組合名及中
村内へ睦友文り中い是等の行実を報小
より文化三年七月令切を其助小文一令
一友を同人妻に文へて其文の中い

右其助夫婦在小産村存生に在り

加美郡日市場村百姓

持言二十右口斗

太左場 六十歳

右左左場は其父小孝を其母同村惣
百姓初隣村組段其向く役人中出高お尋
作支右左左場ハ左惣右場方ハ其父に
成一人の其父を其母支其父ハ尚ハ十六歳
小右成日六年前より老病少く其母耳目尤
に右自由小有り三年以來ハ尚更其母等七
自其母抱て暇り道小使志知く一状小

十夜起程小舟を去るは傍を石敷二夜乃
介抱をけり己を以て熟睡一夜間を以て父相
単独好むは去るは傍を相葉を及び葉を
去るめ中の或時貴父眼の暗きを恨み城下此
醫師老を教ふ葉用波り状後一夜此と
中より九十に迫り齡がれおのち葉治女
とを渡りしりしを北より去るは傍を父乃
志成さん事を教へり而ち領事一自ら城下
せり葉を乞て用せり又或時睡り成候此

葉を飲食中夜中に急ぎ去るは傍を父乃
明るを不待而耐小湊村の醫師へをり葉を
乞て是を逃免しりし事小父の志意を尋
事如典此夜納取波小おめてかきと連
滞りくお勤村人と去るは傍を小化一家凡
教睦小お如り也とお守り洋を苦を教へる
為文化三年九月念一を去りて貴中の
右左左傍を尚耐存生在る

名取郡之内北方根岩村之内長町

揆断

持言石六斗九升

武日席二十歳

右武日席依孝友の行方を苦く町内を
治通同町惣百姓等向て役人中出向書尋
作事右武日席の父七席等情同町推断を
勤り事寛政四年退政後一嫡子六席作推断
を勤り事早世仕身武日席之家政を清り
是又檢り波お勤り事此意實に七孝友

乃行方く兄の存令中帰順小事(看病小
活切小住)父の歳六十四歳にりき、寛政四年
より起身痛むるは自他少く病の床部
居らむ、或曰所ハ父の傍を石敷父此使令に
給く且病所をとも具小の居醫所(洋小若
内巾一人少く看病に力をそく、中の治るに近年
父乃加病多し眼を病て静とたり又既痛及
積をも益苦悩小石居るは是ハ或曰所、家此
有をを量くも情く醫療を求る中道、後中

行醫眼科九人また療治を文計治ハ一日を
欠事なくも、或曰所是く為小計術を授け
醫をくふ來ハ父の計治をもちたり、母を
寛政九年より中風成患ひ、之後ハ父母枕を
並へ非居るは或曰所ハ兼食也衣をも石敷
して父母ハ衣食をいり、二便を汚し、
衣被をも自ら洗滌し、醫業看病力をそく、上
祓佛(と祈願仕)迫隣等ハ用事先仕をも
長病より事なく、非事(余)此法見也の場を

少くも事なく救年辛方と不願以母を去
仕武田氏三年不事休先とる事又出災
丁率なる者小あり武田氏に言導に従い
維同人不預合とて少懈事なく深切小介抱
仕武田氏八年を以て家を治先とる事
之誠智におわてと御衆異の事なく町内
反扱と宣友人皆ん版仕武田氏三年
備小く文化三年九月令一切を去りて災
く中

右武田氏尚附存生居る

凡

去りて曰人また新別改の表三席ハ元來
治曰席の組合少く毒英母と二人を未續
改りて十一年ハ家内門進治曰席の表子
と改りりて家素より貧乏友表三席ハ日
間賃をとり小福ハ男女の業をも持し事
なく或ハ春米の災を反或ハ女工の災をも
とり年貢法納形改改後等と云滞り勤且
修及弟子の教をい日々嘗て表父母小進先
衣被をとお庭小備く先永乃表中ハ小福ハ

柔順小して孝ん最を添く何事をも舅姑の
ん小不肖の舅ハ七年表より病ん小表飲食を
定むる時なく三時の布巾を扇食一ハ大下亭
小等度をも食を中先付の年暇小より七歳
食皆進先中の舅を一迫りていりる表ハ速小
いりる未帰り不中世にハ後付再速に系
一ハ必一人を帰りたまふ事打きと云云て
又速に帰るいりるを門に詳い帰り叔中を暖
成食杯進先七部といりる表三席初子

二人は存るを偶以て人言はるは是を家此を長
喰不中肉の食を欲せしむる年迄もかく侍
居中の早業上祿の孝心小化し老志を敬ふ
事を知れり友と名はる中の此三席の實母と
女子教人ありしは是他一嫁し是も長女
家、産産稍中し、此婿を方、行く母に
少母を招き、迎ひ教月乃間留之居し
たまふ、(子)中話し、是は元母、二十四日九夜事
が、此三席の方、帰る中、子竟同人夫婦の

反扱、(子)友家、負老を母し、居る事
如此、(子)存三席、八村の老志、(子)是を
亦敬礼、(子)不夫、(子)右此、(子)行實、(子)敬小、(子)老
三年九月、(子)存三席、(子)賞、(子)奉仕、(子)同人、(子)妻、(子)八、(子)合、(子)切
を、(子)与、(子)賞、(子)中、(子)心

右表三席夫婦、(子)南、(子)附、(子)存、(子)生、(子)在、(子)心

直理郡小堤村之内新井町百姓

持言 岩三斗日升

八女市 年七歳

右八女市侯父母及祖母に孝し且孝持の行
有と述同町但此英向く役人等尚右尋りて
右八女市ハ先祖代より困窮の志小なり父
清治市を母に苦く事へ給又此等此事
手七活切小女抱仕急々天明年中止荒小過
い一後ハ洋窮困一年の貧乏納意且老母
を七苦ふへし給たりし事成候物を云に

持重を給浪光胤等の患を逃さるる子
八女節八女節がより孝ん流く十二三歳の比より
家産をいりて一父母及祖母をそ安米
せし老んと志し耕作小力をそ一持言
の内荒不を起し悪田ハ毎年小金加ひ遂小
美田小養し農事少暇のきハ高賣乃事
をもちし秋中まそ寸暇をなく御さし
産業を稍いりになし先祖代より年々
官より借る所の米穀を一字追納し年貢

形波少と石澤信納し遂小母をそ平法為仕
一家和合仕八女節ハ母ハ孝をそ一且
祖母ハ齡を願うりハ尚津切小事ハ形又此
自水洗足等の事と自ら取扱そし付そ
身の温り物を取て食ハし老若し付ハ
水意樹下ハ伴ひ行き且婦及弟ハそ友也
仕ハ八女節の妻子を是に倣い家の号長哉
在貴仕父及祖母死後小おぬえハ家ハ
尚母ハそく事ハ祖考の法事をそ不懈

右勤檀形寺（と布施）成厚く修り供養結
去好、天明二年出火、其時町内小三人乃
初見、食を乞ふ者多し、餓死せん事を憐れ、其
首を多事、六七年成、この寺の是に似せ
本郷、扱へ、帰るゝ免り、七有、この是等考特
乃、行を誰か、人々、為文化三年土月、令一、而
一方、成、与、（貴、こ、中、以、

右八、市、依、尚、時、存、生、在、也、

松平政千代印

星甚清

文化六年十二月

文化四年至同五年

家中百姓之部此卷末古附記

封内忠孝等之者書上七

松平政千代内

星甚清

伊具郡之内西根館山村百姓
吉右衛門下女

多き 七十一歳

右多きは後主人の忠誠を以て辰田村惣百姓并
向く没人中におり胃おる事又右多きは寛慶
年中凶荒の甚し食を乞ひ南郡より満ち
来り飢疲を殆ど死せんとす右館山村百姓
吉右衛門を祈と見らるに悲しい難く家内は金
米に乏しく又年経るに墮い主人家内忠を

尽し一旦近隣の者にも交厚く人の助けと
ありし人々も亦特たものと賞讃し振ふ
貫人となり者其数多し然も夫れ多き其命
厚恩忘れ難く且已れ他へ嫁りて主人
の家愈困難と及べきと家へ散て嫁する
んなく日極力と尽し事へ居りて其後
去右傍の夫婦に没し子去右傍の知りて
孤しかりし多き深切に半死育し辛苦
之泣小尽し難くし其郷里の者も泣に

感しおまはの助力と致し其去右傍の既小
女長に及て後多き流人の難しありし
妻体も為要度尋求欠回郡山田村の妻を
娶りし其又結納金振えり其贈りし其振りし
多き一日府の自習れありし其命をとり
て之を命ときし已に婚姻と早て後
多き一日去右傍の家事を嘗て一日を
前令かりし家の働となり遂に其おひ世を
償ひ今にむりては断既小願き身痛く

素いしとた忠義の志変せしむる事と
勤りに人の信たしぬと眼と居中の尚吉も
多き忠誠を感賞し飲食をゆきしと
故年と快く送しし免度常に新居に住む
善行隣村中にも限たしとより文化四年
正月令七切と与し賞とくの中
右多き南時存しとより

名取郡増田町百姓死亡

持言と石田斗八升

源十郎

右人妻 さよ 幸哉

右源十郎存し中妻さよと左に父母と孝養
さよハ夫没後と若く事ハ候回村廻百姓
向、汲人中若く召お尋り又右源十郎、幼名
茂吉と申し父源十郎死後茂吉も源十郎と
名改波ハ幼より柔和として常に家内及
親類と睦愛他人と睦愛する事なく

其の母は孝ん洋厚く農務を
おろせらにせし年、貢も常に滞り上納は
是より先、十六歳の時父病氣に
看病
醫療とも尽し、一源十郎
之をいと憂ひ、回郡下余田村、熊野宮へ詣りて
父の病愈ん事と祈り、一源十郎を
梁抱せたり、一け府と嘗てけさ、一多くは
或は深更小ゆき、七年の間、母日糸は、一と
誠や通るん、一後十二年と経て病死、一後

母は尚七十の歳におあり、一又け質負債、一信て
流人へむ、敬厚く渡せ、一業ととも、一お精は夫
多年、一病中深切に介抱は、一尤家内、一子南
宜く子孫と、一う、一授育は、一故源十郎、一如き
孝子と、一おあり、一如く、一夫に、一わさ、一好尚
老衰し、一起居も、一おけり、一故源十郎、一猶更
んと、一用二便等、一におあり、一と、一向て、一送、一平
病氣、一れ、一ま、一昼夜、一清、一よ、一けり、一て、一介抱、一し、一母の
衣食、一におあり、一人、一金、一積、一の、一費、一ととも、一お顧、一善、一事

母のんに過ひ申すに母痛く寒く
冷と小児たやく常に泣き流しに源十郎は
度度も申中と以て拭い去り申すに
舎物弟あしう女物をん愈自く烹調てを先
常に誂及不及初物等ハ本道先室記時ハ
暖火扱き時ハ涼く先んを見物能く申すに
近村までも母と脊負りん故歴火中作
源十郎の子男女三人侍所り又六七年前より
暖く病氣にけ皆天死仕り申すに子孫

申して家を焼く先ハ近江郡厄の多多く
家産ハ漸く乏敷お申すに母のを申し申す
くも不棄然りに右源十郎を年二月より
疔氣と患ひ回六月二十歳にて病死致し
病中母の寢所より朝夕安否を問はるに
老母のん安ん事と欲し極別快方古は
為申すに後病愈すり申すに力申す母ハ
見へ重き病よと申すに極執成申すに源十郎ハ
孝申し郷里皆可在に申すに且病氣既小

如新かれい速に之を状を具し一官へせんと
議し内死亡は之を又回人妻さよハ平日
夫に随ひ舅姑へ多年添切之事へ夫死後
まても不怠孝養は之を中村方一回中若源十郎ハ
賞に与り之を以て右夫婦を以て誠實之繫
より文化四年正月右さよハ令之歩と之
を善行と終し中ハ

右さよ高時存生を以て

般若井郡内西般若井中里町
百姓死亡年内妻

持言三石四斗二升

以て

年二歳

右以我儀舅姑及夫に善く事へ徳子を終
すはひハ辰岡町惣百姓并向く役人中若
相尋り又右以我ハ同郡中里村百姓傳内
之ハ若者の女として十七歳の時年内後妻
嫁来り又年内ハ病身にもよく耕作し業を
たし得たりハ故法儀歩夫の存言と反りハ

是又生母の助とありしにたゞと家産
いよく乞く朝夕れ食さへたえくられ
以て一人して農事と彫り且賃業と勤先
辛苦誠不厭赤貧に安し能夫に事く舅姑の
孝と尽し中々舅後云情の南八十七歳に
お母姑の去る年八十歳にして病死仕り
存命中以て二人の孝義と尽し中々二人を
老衰の好い恰も小児れ如く時ごとく
非理ある事誠も中々一たび争ひ違ふ事

たゞ我身に罪と文て自死し舅姑の
怒り解ると侍居中々一辛夜に南は
舅姑卧小倦して起きんると歎むる時
以て抱き扶て床より起し先本系たと焼
て何たれ先食物も振まへ先山に
相済せし外より聞者賓客宴饗を
何々ありと思ひりし一時に愈せらる物と
ゆへても以ていひ易き事にとて力を
盡すてそ中々遂中々以て復救帳

冬薄衣而已して暑衣と凌ぎは大買姑の
時の服等備へるとさうなり買或は布店へ
ゆき解又ハ菓子下し買て食ハ囊袋はき
店より借り垂れ故以て店へ後を拂ひ
け存も買好む物何れも中々に任せ度
ぬく増し貸したると思に頼も已れ耕作
おんも老人と尺控呉の根際家(軽中)
姑三年前病何の時平内へ嫁し者
来りて看病せしに以て介抱よ志りして

却て以て持ち手と持ち中ハ或日以て持ち里元の
父来り訪ひしに以て若服を薄く尺(尺)に
飢寒して看病も難くもして已り若し
来れる綿入の服と脱き与へしに以て衣櫃に
いたしき若し父の意と安し父病て母即ち
之を衣と脱きて母に若しせし母に以て返し
与へんとせしに以て中ハ三年若しせし重苦を
左程免侍しと年老ぬるに衣薄く是れ重も
防ぎ難くまじく若しむしして丁寧に

之勤先遂に姑の若用とせしめし姑没して
ほい男一の身志ん汗悔事なく勤先中
夫平内ハ去年五十二歳して病死はれ存せし
深切事ハ平日夫ハ事少く礼儀正しく
平内他が一回別遷く事も以て中舎せし
待居夫と一回舎し中舎ハ夫一旦の怒に
筋合なく雑別せん扱しりて中舎ハ
おと眼先を氣色なく愈敬和と厚し
婉順之論し遂に夫も怒をやめ和合はれ

平内ハ先妻産む所の男子ハ二十七歳して
去る年の夏没し中舎ハ氣色よく中舎に
存し中舎は尚更情を加之流し深切小
教訓し中舎は流し事をも毎日自ら
世話し或ハおしれ時遊樂に耽り中舎も
忘れ居し中舎は中舎にゆき侍し中舎は
實子ハ衣服も暑暑に懸し中舎は中舎
流しハお願小衣裳と流し中舎は中舎
是等の以實近村との流し中舎は中舎

文化四年三月令武友と云ふ一書之ナリ

右以於當時存せり云々

仙臺城下南町韃師若士郎妻

西川

早巳歳

右西川清夫并夫の實母一若く事一ハ辰
同町組合中并向一没令おのりおる云々右
西川の韃師七左衛門の娘とて父存せ中同町
伊右衛門の子若士郎と聲に似せ家職と終り
り云々西川の父母皆没一且夫の實父は舊の
没一家督母と云り故夫の實母と云ふ家一
呼云ふ家名く云ふ西川の實業と云ふ一

夫と云に孝公の右母ハ尚六十八歳に於て如
十四年以前年子定少、不自中に於て暮年
又ハ法見拘等におおるは内川の事と云き
腰とかく平日法事にいと用ひ丁寧小
事貴仕にても好む年と経て右母中風と患ひ
子定一命を計り身看病薬治力と尽しん交
之痰多き少く快方に之を治す後三年と経
又ハ病氣再發一言法を明たす以て身并
頑麻一二便も床に漏らし又固より衣類も

之くくらの床に鋪りめを厚く一日毎小
歩度となく丸智法いけを内川の少くも
穢しきと厭ふ色なく之に法を相教多穢
守りぬれハ夫の看病せる胃を具合法いハ
之事未だ終へざる由又來りて病者法
何い法を不自中なる格供進又ハ法灌仕ハ
其後一年と過ぎ又ハ病發る日くに棄て
食事も不減一醫療も及ひ難く自と
束縛死と候より之の内川の深く憂て

七日の間潔斎と一神佛を祈り命を乞
ふハ鬼神の冥助やまけん七日目より食
せし月日と逐て快方におぬ自々著ると
食事をする程又おまじり雨川も近年身健
々病おぬり故町内の者を彼々孝法により
神明の加護ありなさんとも合はせと十餘年
の間雨川の孝養のむねを勝て居し難し
飲食は朝夕病者には又適う能く酒は魚肉
等ハ己れ不食して是法を免酒を好まじきハ

本郷垂夫婦をに侍りて献酬一飽を居し
又烟草を吸り多しと好まじきハ雨川は己の嗜
むと改ちて烟草を多く嗜む姑一をりまの
氣色う〜う〜が清ハ屋後の園ハ席を設て
桃梅の花を遊覧有は夏のを煮蒸しき
以ハ室中ハ涼き夏と擇む床を志きおと
扇を涼し秋冬の祈室にむりてハ巨魁ハ
火を加减して身と温し秋夜中寝よ知て
好むは冷れハ己の懐へ入て暖く衣衾

薄けまはしり服と服て差せ感ハ思ふ妻の
店へ付ひお人の程来と為見病悩と忘れ
し先ハ物々に迫き流ハ言流舟一程く乳も
程くぬれぬれハ心も反扱も程さうたうに
河川ハ流んと尽し一屯と敬して怒り高
二六時中傍と不雑たぬく親類近隣等
うり宴會へ招くれ又ハ流見相ハ誘われても
辭してゆくと如此門戸と不若と九年に
及いし其夫小事ありり亦帰道と尽し

多年の間夫小逆し怒りし先りり一度も
刃高り者等流所ハ右若流無限より文化
四年三月令七切流与ハ崇美はハ

右河川若夫若女所在に尚時存せむとハ

仙臺城下新傳馬町小池屋仁徳傳
屋守沖高賣後助妻

了
一
四十九歳

右より候若く夫一車より戻回町組合及
肝煎捨断并向、没人中出お尋ね知右より
夫後助高女十歳女子婿由十五歳より
沖振賣致り又連、困窮及借財のため
屋敷といふ金より渡、高時屋守仕知右後助
曰々年以前より温瘥を患ひ年定不自中にて

平外を在 氣分勝きふ甲擗回は容許
故りとい娘と夫に夫の側小指添介抱と
流事夫のんと安し根はは近流よより
病神念せはあはれつと深く是と憂い
朝夕の念もも傍より丁寧にかしん寝
清しそ林禱と汚し事多し一は丁寧
掃除致し且珍愛念物尺高きハ價の
ト一と石抱申求得て是と近知あて平日
艱難の神と為見ん甲令後も不念根にや

夫のんと安し根取計し一は且毎日神佛と
并礼し夫の病平念且母子に母急者病
あはれ根祈禱は夫ハも病は為にんも怪乱
かしのういとも可貴をかある事多けきも
少しと根免る事なき女子母ゆい
丁寧に諭し父の怒りあはれも病故はる
深親切小やけくもさる命一垂ら故女子も
そ意に隠い父一の根扱扉未たり事ふお
見得ん素より日用れ具も乏けきハ夏ハ

賢義も元家産の助に仕る方却て安ん
の申。昔中々早死つる誠孝なるを以て
女子と感化し母の志と継ぎし儀也。新に
了るハ姆ゆく同く看病の暇も女工と勤免
し賢と以て飯米及薪費又ハ宿賃等に
備へ且ハ親戚へ礼儀の贈答も寸志を以
て礼儀と闕くなく隣里と外他人も謙
小文りの故知る者も之を感賞し男子にも
浸りしと申合ハ町内の者も之を貧困と憐れ

カと合せ賑恤は不固く辭しハ身月敷度
中流一贈りあり申是等の以實サテ
にうり文化四年二月令二あると云一賞
中ハ

右ノ如ク夫婦に高時存せしを

冬寒のまゝ火を燃し母を暖かむ中
寒氣尚も加りし己の衣服を脱ぎ母へ
覆ひ中の朔中筒巾及び袴の事ありて
近頃親類聚りし己の袴小児の戯りや
飲りたる踏扱及び母を限赤恨はち花
齡六十に迫りし老母を侍りし初見を
見る如く時として呵り威を振り振ありし
ち花ハ少くも怒り送る氣多かりし諸事
命に絶ひ母の想自り毎事には高き

より母老病耐ふまじくは月二便の時と
深切に介抱し食多薬用ん力と竭し昼お侍と
石雜に扱せし快氣に向り月身を甚だのり
妻へ丁寧に托し己は結賢友よおお少く
夜中け者病もてん力疲き途中にてふ
眠を借し跌倒き回送んよ扶起するも
くゆき道まじく老母の事而已居たり
今頃斯あらん又は是とらんす振りして
片時とんよ忘る事なれば撰板にまじ

黒川郡今村吉岡町百姓

持言六斗五升

源内

五十七歳

右源内儀父母に孝と尽し辰岡村組合中毎
向く役人中おり習わぬり又右源内孝ん深く
平日専養と尽し又父も源内と申者にて
二十二年以前六十七歳にて病死仕り又高源内
哀哭する事正しく深き食物と具送へ
供に存命の付れ如く物送りたり見人等
為に哀とて憐れん父死後老母の専養

益深切と極先十八年以前母眼病と患ひ
醫療せず淡より源内を憂ひ母は付ひて
城中へせり薬用波りて遂に験なく盲具
ありし日妻は十一年前に没し之は次男
源右も大病りて幼孫も之をくは右病中
源内も辛苦を憂ひて母のん勞せんやと
思き己ら勞苦の種と母を知らずと家庭を
承おとらい衣食をくは一は母のゆたりは
家々の後ハ一は母に回しそ命に絶ひ中ハ

源内他人の家に郷舎せしれは是れは海りて母ハ
まがら之國所れ環活との一色こまはれる美食を
進出途中にして求御する食をもを先ずハ
源内ハ酒と好むや母を戒先ハ故飲を
断らし之を家より奪ひ郷舎癒ある時ハ母の
命を請て少く飲こせとより過飲ふは母或
神社併岡よ詣てんやと不承思ひおし
りある時ハ夜しつて厭ふをなく脊負
ひきてそ志を遂けし或ハ親類懇意の

賞之中心

右澤内母方に高時存生有在公

墨川郡今村吉園町百姓

持言斗三升

五郎助

六十歳

右五郎助儀父母に孝養と尽し候間町
組合并向く没人中おりお尋ね候又右五郎助
少高極矣いへ家内人数多く父母及己と
子と皆夫婦お揃孫三人合せて九人よき
父八十年餘石炭の産と患ひ二十一年
前に没し候又昔者昔々石玉と云ふ
たう父母方に平日酒飲好しく候家醸

或ハ市に買年中ニ以テ心懸垂きて日
を先ハ島助方に酌して庶先父の病中に
及てハ昼夜猶更治添添切ヨ看病は家
内ト立郎助ヲ孝子化シ老者と敬む
多年の習ウシト辛勞の氣を去ク父ハ
病居と懸先んヲ為メ折節賑ヤク不笑ハ
流リ宿と憐むる如ク戶外ハ少一申ハ父或ハ
親類惣意の者と尋訪ハ善ハ己ヲ勤む事
業と棄垂申脊負流きモ他衣服起居

殊方方なく申先ハ父死後今に至ると
二十餘年の習存せし通リ事ハ月忌にも
墓糸ハ綱くするく勤先或ハ他より貰ハ
物も之或ハ初物おれハ申墓前ト持流きて
供一又母にもを先申ハ島助父子の内
振舞等に申あて食物包ト送りしハ
是又先命又供へて日之事業爰申又
母も流リ為少申ハ奥島の歌の如きハ
檀那寺ハの禱あれハ墓ハ折流きしハ

家内に中月良前へ供へる好家内も是と
合し中月母ハ南八十日歳にしては十年以前
より耳聾甚き迄も不自由にして是
後世の業聞あつても家内がも厭ふ色
なく母と愿ひに極んと居し一有るは
小島助の妹とて、老母最澄を仕へ他へ
嫁し、後二十四年以前に夫と表し子楠
孩幼め月家のときさし、小島助江流没介
波り又さして持言、悪田にして年毎の

貢等にも買ふ今とて年々三回令禮と
補ひける是又小島助方より助力波し
其外も手始歳言益波岸おす時に意
し用意さき物といは是又小島助方より
信し中月且立てて事酒を好め月母一掃亭
さる毎に母の意にせんたし本酒と為飲
し極は、老母暮糸及立てて家に行ふを
中月、小島助父子の内脊肩流き、小島助
の居家大よ破き、早く修補とく、

母のんを安く志免んと思ひけしを財用之發
延滞し及び又郷隣の者在令濟休貸し
人夫手付もたし連よ其就はん右所助ハ
親類他人より厚く交り争論怨隙等
の儀少もそく年貢諸納及郡没等そ
之斯と不違んて謹厚の所状村内
其後小より文化四年十二月令をあたて
賞くす

右所助母子に當時存せしを

膽沢郡之内下膽沢六日入村百姓
万六妻

持言右石二升 多祢 早六歳

右多祢後夫小若く事ハ辰田村及濱村
惣百姓并向く没人中おるお尋ら又右
多祢ハ田郡中畑村百姓孫右所助娘とて
万六一嫁し家内ハ夫婦而已にそく格夫
はり又十年以前より夫黄疽の病癒して
永く石快よを在右知多祢負ん小九扱

朝ハ未明より起き朝飯を炊きて是午飯
及たも木の火まき流りも自中たし備へて
日傭ふおむり又近所に雇はれりても休息の
そむい家に帰り夫の横祈おむ諸事自中
ふは根氣と所迄急に手習せむ所は地村も
しありゆゑ又る中の子隣家へ果さに頼む
万一風雨等にして回道の者も家へ泊りても
己ハ深更もふ厭はぬ他もて与へられし金お
の内保しきおと懐かしく有りて夫へを先

夜ハ鶏鳴まで紡織の業をたし已れり
衣食ハ兼ぬるとも夫の衣食ハ其厚に
はんおりの用暇ある毎に河急よおて流き
来る材木拾ひ乾しと薪となし田畑耕作
の事も一人とて及兼は故近所の者も合
手同習りは農事も存根は夫の薬料
親戚おむ意の者への贈答年習り川の礼儀も
そ急お勤御里の者も多祿々苦行と羨美
は居り習助とたしと者亦多く年貢及

流納等も胡よ後々事なく皆納仕右
等の所實世儀により文化五年五月令
を兩と与つて賞美之仕

右多保夫婦に當時存生を在

玉造郡成田村百姓九世清伯父

三郎平 五十三歳

右三郎平清孝情の所まゝ返同村百姓并
向く没人中おのりお尋り又右三郎平ハ
同村百姓十世郎の身には又幼より正實榮和
小て人に拙て年稍老く後二親と慕ひ
り又父母存生中平日善川の事深切小
事荒れ母或時持病の血痰と患ひ三年
の召座より外より三郎平清の字を看病は

三郎平の兄持言十六石八斗は升りては
病身にして農務をたし得ざりし故に三郎平は
兄より代り辛苦を不厭諸事の勤をなす
居らばや年既より長しけし他一筆を
勤むる者多かりし三郎平言ける母老し
兄病を憐れく家亦困窮とてとて某
去りたし家心凍餒よとんも計り難く永く
此家に留りて兄の助とるらんおれを
とて程りしはゆるし兄の爲而已とありし

私の計とたしは年々其責も時と違へば細免
中の兄は去年より尚更多病よありしは
三郎平者病等の事力を尽して深切に
をり且兄の病既よぬれは兄も親類を
相議し三郎平と人既よ三人と母を勤むれ
三郎平固く辭し且云けるは甥九を情に成長を
まら兄の計を継しむるは是を予り夙志なり
今既より九を情に成長を早く是と人既
をたぬとて放て居候よ不從遂に九を情と

人跡よわき山中是等此の實也
小うり文化五年七月令七切とて
其苦と旋一ヤル

右之郎平高時存生あり

膽沢郡之内下膽沢中畑村百姓
久江郎妻

持言石六斗八升

か祢 年歳

右か祢は姑存生中并死姑に孝と居候
同村百姓并向、没人中は右お尋中は又右
か祢は同村百姓之郎助の娘とて久江郎方へ
嫁し、又久江郎は甚多病とて若年より
去る事守心にお尋内波の候か祢一人とてお續
波り家事の勤少も悔なく、昼八日傭にお尋

右に賢業となり夫より年貢郡没等滞
なくお勤姑のきまんとし力と尽し夫各府も
孝んまき者にして先就仲か祢ハ胡夕の念も
別てんと用ひ姑酒を好む一日に買求り
多くハ人目と恐し空糶を買中ハ年竟空窮
にして毎日酒を買之ハ親類組合おろ方ふ小
不慮也請りもたまきと恐き也新仕義と
お見濁ハんて他の家にして念もれハ味の
昔きハ皆懐より来りて進免解あまハ

幼子にりもちら与へ解ちけさハ姑ハ汁
まき中ハ衣服器用のゆきにむりても
流りも支せまき松ハ念中ハ六年以前
より姑老病ハ卧し在中二便の夜毎か祢と
呼起しハハか祢ハ幼子抱き居ハ故を頼と
之ハ裸神にして起さ姑と介抱し之夜毎ハ
蒲團も暖火りて快眠ハはハ姑ハ去り事
のほろり尚文章書ハ二便の漏る事も之を
して所禱と汚しハ又襦きハ物ハ姑の目に

之不中振元留て滑い合子ハ定れる
時やしく中よりしり度となくこそ意
随い食の解念き事ありても多く解
きり後執事中心文化三年か祢子一人
抱瘞して天死はるやこそ思ひも姑の
看病にんを居り方あり子の看病ハ思れ
まゝに及通しりた死後悔怨む祈もせ
只管姑を慰免看病済んし飲食とも
忘れぬ扱ひたる老病下れハこそ淡る文化

四年九月八十一歳にて病死は後後と
けりるに吳たしと合物とも石以吳家
奥い誠と居し事ハ中ハ夫久は郎一も
弟事下亭に事ハ親類組合ハ睦友
お交ハ右の以寧頼サそくによろし文化
五年九月念七切と与へて賞之ハ

右か祢高時存せり左ハ

松平政千代家中百姓之記

牡麻郡石巻新田町家来米谷
急治下人利乞借屋京七娘

於上 二十三歳

右於上儀父一孝乃仕仕中お少嶋川舟村
向汲より右町内より者お尋り又右於上父
京七八篤實なる者にまゝ家極美し

娘と亘安教育は旦町四年若の者が唐
の言ハ彼初も善事と言論し者よん知
右持よ、孝心深く平日老父の言をきん小
ん力減る一男女れ事業を擇むる所を
かつき賣好致し老父をきんの資しは持よ
久く嫁して居り月御人嫁約仕る者も
まこと此を肯ん身持甚正しく伊座の
貧困れしはと父子の間礼義らるる
平日の言は町家れ者の模範なり

同町の者も其事状を叙より寛政八年
四月右持よ一人令一切と手して賞之り

右持よ病死は父系七高時存生るる

般石井郡内西般石井楮尾村
内小楮園家来中村日向信知
百姓

持言十三石二斗

久田郎 早巳歳

右久田郎は養父母并実母一孝と尽し候
田村惣百姓并向く汲人中あり官お給ふ
右久田郎は盲目の母一人と出立り天明三年
歳の飢りに遇母と負て偽りに陰阻を歴
或ハ人の為より雇れ僅の食を求先或ハ

果實をたし採拾して母を養ひ已に老
して日とる事も有之し母を養ひ
逐に歳死を以て服せしむる後天明六年同村
右郎左衛門婚せしむる母も侍りて老に
同居後一家甚多寡に乏れ父母の衣食に
ゆかに依りて母の年七十六歳にして十一年
前より中風と病に苦しむる母の年六十六歳にして
八年以前より痛風に苦しむる母の年六十六歳にして
は實母の年七十二歳にして盲目に苦しむる

久江郎妻の男子一人と没する後母の病
おむに月右子に實母に苦しむる久江郎
一人して母の父母及實母へ孝養を盡し
中の毎半農隙に教日深山へ入険難を經
黄連等と据折筋の家へ入り父母の安否を
伺ひ且山を採りし薬をも市へ賣りて又
之を價賤くして母の病に賣捌きし中
を湯の湯りとて老親へ送り飯米に解し
りし酒をも造りて母を養ひし中已に

岡里より山へ登る者あれ、親の安否を
伺い親安けきい巳しんを安しとせし吾れは
早速家へ帰り申す常々親類組合で交り
厚く年々貢物の類いも切を懇々として
中村日向より令津へ貴美は中にお守り
所實せし類より享和二年十二月令津と
申す貴之申す

右久野南時存しあるを

文化六年十二月

松平政子代印

星甚清

文化八年十月

封内忠孝等之者書上

松平政千代内

石田平馬

松平政千代領内忠孝等

奇特之者書上凡例

一 凡向郡村之上、國名相記

一 凡向奥列領地、向沙座作

一 城下町人等凡有持高之者ハ
新書必仕也

一 忠孝等之者名歲持高并
祀之之上迄渾而廢賞之
年並心相祀中作

但右之條田村右京大夫
知所可之分歲同例

此十國同例也

膳次郎之内下膳次郎小出村百姓

持言拾を七斗

長之郎
六拾七歳

右長之郎後父并母存生申存養を
そし死後た小孝敬の儀をそしめ
同村惣百姓を初澤村致付し
向く彼人等もいふおるが
父の心を慰樂せしむるを
そし先妻の大小た小治父
と

泣ひ下り父が少く力に就者少く平日角力を
好む長之節小と勅免ありしが長之節は好
むが得た父の意小逆ふ小み忠として村
祭振く父を伴ひ少年孝とた小角力の感
を父の心を悦び先或は父粗歌を好む夜中
時として面白き句を考得るや少く長之節と
卒起し得る農多小疲連臥りる時少く速
起きて父の奥を添ゆ小平日父子の情少
一體小ゆ一父と長之節をとおもふ事深

長之節他が少く用事のため小帰刻が遅き事
いりとも父は帰歌を待たび居る長之節
家貧と云つた父の身養小おつて力を
あつくと云事少く朝や小節句等小と
家内難糧をたぬ飯を食ふ父を必并
飯をよめ及奥肉一品作らむ世と云事少く
四時の新物等と必是をせせ免り實波九年
父七拾六歳少く老病日を遂て増ゆ一長之節
於更亦抱小力をとくし得た素より老病の事

たきと薬治等の験でなく終つ病死は
長之節が愁傷云んかたなくと後一兩年の間に
心守憊して後お見得し

一 長之節幼少く母を喪ひ終母の養育お父は
幼少より柔和よく長之節を小随ひ孝敬よく
隆小を以て生小父は長之節が
実母弟を以て終母生の子小父は終母を亦
長之節をおもむる事即ち實子をも深くお見
し終母老て後自ら自由のこあら次目と

七日の夜起臥衣食の事いふ小父及二便の元收めし
妻子小妻ぬ親事なく用交られし速小を中を
せせぬと云事なく總て終母の心を安んず
元板り父没して後、家父は細小終母の
抱養を許放てて小せし一家の者と長之節が
懐存小感化し養老小疎らる者一人も
母を以て終母の計の歡を保ち文化三年病死
は父病中より長之節が介抱し終母を
没後愁傷を深く父母の忌日等小別と

誠を以てくち長之節、弟と友を以てくち連が
持言の内を以て年々地中くちお渡耕作のは
町屋敷を以て福小賞求め、恒店のはくちを所他人に
御切賣直小更り年々賞取後、村人小先くち
お納先を賞を疑小くち文化六年十月念三日を
以て賞くちくち

右長之節尚時海生有出

の利那下、月村百姓長吉妻

持言宏き斗六年

カ、
祢
岩蔵

右か祢依姑、每夫一昔く支、くち名回村百姓と初
講村役付ま、く連判の上、く役人、くち名回村の支
右か祢が夫長吉、尚六十之歳姑、七十之歳男子
市之助、十八歳、小の更夫、六年、前、くち脚音を
患ひ、くち名回村、くち農務を、くち事、あ、くち
母、先衰、くち名、くち名、くち名、くち名、くち名、

逐年令及之續き通ふ程ふりあひ、村男を
率ひ田畑の業を能勤めり、耕作時小後ろ、
おとあく且村役等、格を重ん、年毎の
首とせ滞れお納先市之助を、農時ある毎、
日傭をたさ、先歳内あ、か、孫を、家
當、夜中と深更、おら、女工を勤先、
衣の破れ食の廉きを、お厭、て、夫姑の、
豊厚、親戚の家より、お招、食、て、
執、を、お、得、止、執、を、長、の、

屢帰宅して二人の介抱をか、料理の内、
奥を、お、持、り、て、お、
助と、お、お、
あ、お、
辨、お、
時、お、
い、お、
安、お、
汗、お、

且親教を初め隣里弼黨して時及お交り若
母疑小の文化の幸と日令七切と崇り貴と
右か称後當時は生るるに

此巻城下等覚院門前菊地
此巻借屋綿高賣

本村屋高賣

高賣

右高賣依父母(孝心深き者)とて返回不
門前町を初め向く彼人中、高賣高賣の文
右高賣、此巻城下新小治花系院の門前
本村屋高賣高賣と申者の次男小高賣切と
二親(孝心)とて高賣の所先等小て四時の

菜菓及奥敷新物見出し得て求ゆり又、
他にて貫法とる物あきこきこきとて推しゆり
二親に世免すか實入致と年父病死は此迄の
深きよりして父の病中ゆるまかしくお抱ふ力を
そし年若の者及難き受すくもしお抱ふ
家多し得共高費引續り抑給働きを利を
父母を養の資とは朝夕の食支を病人の
通ふ物を世免薬用をゆるまかしく保護ふ
力成りしと父没して後兄を養ふも此迄の上

別家とてお抱ふ母を、此病が家小迎ひ同日年
等覚院門前へ病店は母可成り存養とて
朝夕の食事を云ふ及起臥の支も必自身小
お抱をかし諸支母の心小通ひり抑及平し且
己建地におりしと後用事小く帰建り刻限
通し得るゆえより人を頼り母(具)とこ小
若りて安意病は同日九年母を伴ひ圓分所(一
借店)綿高賣いし居か又同十二年兄
若右邊の病死は此れ者として、婿嫂幼姪をこ小

名取郡之内北方代家原村百姓

十吉清弟

兄持言七石

十吉

之拾三歳

右十吉後者弟之弟也同村也百姓并
向夜中も此方お尋りて右十吉が性實直
湯良小てお吐の時も梨孝弟の心をくさる
實政十二年十吉の祖母及二親を小腹痛
患ひ嫂、新産小て痛死は兄十吉清及十吉と

お繰て疲小傳染一象素より多きと云家
枕を並臥朝夕のまじけと終りありけれ
十吉病未平愈せし時内より法とありて
牀を離れ歸里の醫者二人より頼り療養と
加し食物をその二便のおきゆし小むるま
ゆる事なく念ひ小治りけれ、歸里の者た
奇特と思ひ田地を助る耕し者たる
十吉と病者かく状方小向ひ者病之暇を
得る毎小田畑の業を勤めたる農家と後

乃至年の首をとも欠事かく細先や日首
農務等小勞ふ時と云一丸夜申休息せし
病者の側小ありて懇小女抱は力を乞ふ
強小や右の人、の疲字、遂小除去し、
河邊に竹房を、く床を離る事不能
して父十三清い、和元年病死は祖母を
目三年、病と枕小伏し、是亦病死は母を
見と、四年の後漸状、及り、
日備小也とい、て波質法を、文節句、

持ふ(き日とい)も体ふ(まか)く日(を)言ふ(及)
ぬれ(と)く(帰)りて(兄)の(田)使(を)中(小)耕(作)し
ん(於)農(務)を(初)め(家)事(巨)細(小)事(ら)も(と)く
兄(小)向(文)ど(と)云(事)か(し)己(ま)に(常)小(治)整(の)
衣(を)着(し)ぬ(衣)母(と)兄(と)ぬ(衣)服(を)
ぬ(着)飲(食)の(と)小(お)わ(て)ぬ(夕)の(麦)飯(と)湯(中)に
擇(分)米(多)紀(を)母(と)兄(と)述(免)己(申)を
麦(多)き(方)を(食)し(免)て(貧)困(の)事(母)に
知(し)免(と)ぬ(抑)小(は)ぬ(兄)と(正)實(た)ら(る)者(出)て

兄弟(の)分(睦)友(組)合(親)戚(等)と(賤)と(力)こ(と)ぬ
助(合)ぬ(者)し(多)く(少)得(り)ぬ(十)吉(が)昔(以)瑞(村)中
母(遠)し(付)或(は)清(て)智(年)と(か)或(は)清(て)養(長)子(と)
せ(ん)事(を)教(ひ)操(ぬ)る(者)多(か)免(十)吉(肯)ぬ(免)
言(ぬ)小(母)好(生)の(智)兄(と)免(小)家(免)を(勤)免
一(日)を(母)小(安)堵(せ)ぬ(は)外(他)免(か)き(名)お(言)ぬ
右(以)寧(隣)村(と)く(は)免(れ)か(く)親(と)る(者)
を(子)孫(を)教(諭)し(ぬ)每(小)十(吉)を(讀)小(せ)ぬ(こ)
中(合)ぬ(也)お(少)得(文)化(六)年(六)月(令)六(切)を

仙臺城下大町探訪青山亭集
右庄三書文波

庄三書

六拾四歳

右庄三書文波職務をとり廉直の者小五郎
同町の者丸井向波中かひし付お尋ね文右
庄三書文波四年より大町探訪青山亭集
許し書文波小五郎はし書文波廉直小五郎
讀厚の者小五郎はし書文波を願ひし右

本庄清一(源切小支)の泊一(本庄清一)が家内
僕従すく服従は同町の候、他町の者も
数多入上り所在他町小支くれ多支小の如
庄清一官私の交借致候を以て清細小
心を用の故に失しかく改改を夫の由り易小
お救の事多く町内の者も之を咎め(先事)の如く
之く本庄清一が借屋を初町内多支官私の者、
宿災及諸納の物と用捨をかの取替の如
庄清一議一(小付)本庄清一と之議小従一

町内庶民を以て家内者あり(本庄清一)給銀を
交り毎小端里(贈り)と(己事)が小支の減令とし
以願施惠の心深く(町内)の者錢物を
庄清一(持贈)日用の調度を助る(如)庄清
之厚きを謝一(以上)錢物を(因)く(辞)退一
其人(下)ゆ(小)私事(少)分(少)と(給)分(を)交(致)候(を)
勤店(から)賄(賂)を(交)ひ(を)身(分)と(あ)わ(さ)し(運)
お返一(小)付(強)て(錢)物(を)指(差)こ(く)是(り)
帰(り)者(と)も(一)ハ(あ)り(止)ま(後)を(為)す(り)大

こまが文用小いさく或は左邊の僕等へ
惠とせし又いさ食等しを法をせし中いさ等の
以實を疑ふる文化七年二月称美云は

右庄三坊汝南時海生引續書支汝右勤
此と云ふ

仙臺城下北枝木町湯尾渡世

柏木尾勤左邊下人

象助

四拾九歳

右象助汝忠義の者小立と名目町の者共并
向汝中におびい又象助、磐井那之内東山
西那村の者小立二親兄弟を妻ひ天明四年より
尚町右勤左邊の方(汝)の中い勤左邊の湯尾
渡世汝が是より先下人をせし後、汝は又

右渡世に未明より深更まで後働きこころ上
多寡寡うて給役を與ふる事也致約小遣り
とは不者或は一年或は半年とて遣きさのり
永く居坐せし者一人とせし志の如きあらば
勤右邊の病身して渡世の業と知りぬく家産
よく令くお蔵めまゝ助が性質實直和順
かる者少く右下人三蔵しるるもの若ら給役
拘り事なく己進ぶ持前を宣ねて解お勤
湯の加減をせよく調ひ且浴湯の者も湯淺を

清取ゆゆきを要細小勤定せし上主人(調進)
一疾し私せり事なり且東浴せし者多く
は合ぬ御と兼ま心を附衣類等皆給きさ高枕
監視しれて人(更りぬ小争ひ逆ふ神々事
御とせしゆまを主人の心を安んずる天の良を
入浴の者常少くぬ助を能く時このた
休ふまをせせし講を一日備小おかまを巻き
且風呂場(用り新をせ自らか買んを
一助小主人の爲ること己進ぶ常小一の弊

衣を着る素より着替と云てせしむ付助左邊
と忠實勤苦小感の約定せら給波の外小は波と
制衣一巻の衣者助め文とくり小は私を兼て
粗波を着る別當勝手小して此れ私に意ひか
をい合ふ事ありて布の袴文小袴さりの連
五之圓一疋とく助左邊二人の子をい外小
下人ともいあはし即ちを助と首をいはし文
此の外大切取扱やい助左邊数年の間助が
誠ありて情じ通き人なるを誠知り承く

子助助が力小とお感なき者と思ひ力の及ぶ
後世法をかき妻をとり要成り讀小及の文
助助の青い小付認意の者をいし諭し小文
助助言ひ小は主恩の厚き感謝と存事小は得た
但於私に是は存恩を法り事年久愛の得た
と報恩の多し主人の家成り焼く小は私
は度助の念執小は又妻をい要ありゆてを
新撰の上私が由小主の入費さか小お感合く
私か小意をい失く小命小背く一の死を

恐入由得丸此儀ハ涉らるる相度至急誠意を以て
申下付暫くも急小使せ申下由也町内出ても
魯助が忠誠の存を感賞し其功を憐れ
衣類給贈賜し由也も右等得波是昔以
徳山付文化七年四月令小由を崇め賞する由
右魯助成苗時好生なる由

贈状那之内下贈状前決町百姓

持言を石田斗九伴

長治

右長治妻

四拾二歳

子

四拾二歳

右長治夫婦共養父好生申孝行は養母一七
孝養は由也同町の者共連判向く役令申由旨
お由也又長治が養父の養子と申者小由也又
子等一付兄の子右長治を養子と申同町の由
上贈状水決と云は町内百姓承治等清と云者の

娘ふりを娶り長治が妻とふし如夫婦苦小
孝心深く禮義を厚き者たして家持て貧しく
作得た駄賃をとり又菓子扱賣して得る所
利分は皆父母に奉るがごとし私財をせし給ふの
食夫婦の者席飯を用ひ二親に一年半りの
飯をせし先奠給ふ所飲酒並新物を、價
言いと云はれ必求詢り老を養ふに二親を小
酒を嗜み毎平日貯蓄を次第進給ふ飲
食膳と二親を奉る所内夫婦は小食小飲

子三人あり他を食料等費する物あり
先老人に奉る老人より尙小給ふ如は
長治、付とて農業又駄賃等して他は
せら車に預け留る申ふり一人は男姑に
奉る事夫の途切を奉り又平日能夫に
奉るに数十年未夫小運ふ又何れを見ら者
何れぞ一家の内喧嘩の作、給と孫客ありて
食意せらがたしくして如所は父友吉、如草如
賣事をしたし如付神社等の祭場、如如

菓子若等を長治負ひて其の隣を以て居り
商人一丁寧小父を托し其の農事一執りて
帰れる刻限小父をちて互ひ父の迎ひしめき
初のおもく父小從ひ道もぐら暗く物語を
なし由宅は長治とて他一執りて由別遊さ
付い父亦帰路にお迎ひ待居りて長治が降り
来りを見ん大に喜ひ長治の父一而茶を以て
かゝ父子お侍ひしを色し有る酒店へ入酒を
献酬し款情とてそのやの店を以て常小父子の

慈孝小感居りて別ら丁寧小元扱快く樂み
してかゝり文化の年父後七十九歳小及び同年
四月より持病の疾を以て六月病死は其の
數十日の間長治夫婦、臥交かく着病小力を
そしやの養母、尚二十四歳お居りて申年以後
多病とて十七年前より盲目小お居りて夫婦
尚更着病小力をそし死中の旁に又二便の
付小しを以て深切小元扱長、食物一蠅入ん事を
恐り食事淋道夫婦互小監視は居りて後小元

作得を庭上へ送席を爰母を抱きお給納涼
ぬは母臥ゆ時二人共小母の近側小臥居敷を拂ひ
扇き涼し先夜半の良母の寝込涼く業を爰
夫婦の者、夜具と席ぬ得れ老母ハ厚くぬ着
ぬき高と敷き付、火箱と云ら物と母の懐へ
入金在中爰度と伺ひ火守席を敷ぬ得、火を
絶給ぬぬ先起揚りぬ爰小児を抱き臥ぬ
爰机小てぬき子をこぬ厭爰度と右通元坂
中ぬ家多ぬぬ大諸爰養母の心支ぬぬは

年爰諸納、人小先こち有ら村夜付の燈籠を
爰る事なく右前決町ハ決路小て傳馬弁夫の
勤と多くぬ爰又少と淨淨ぬぬお勤且夫婦共小
恭途正實の者小て人と和順、途中小おぬ
長老等ハお舎ぬハ必履を脱し敬禮はぬ是等
奇特の事實隣村より遠れぬぬ小村文化七年
十一月長治夫婦ハ令七切宛を照し業ぬぬ

右長治夫婦共高時好生ぬぬ

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '上' and '人'.

遠田郡瓶塚村百姓

持言之石九斗八升

死之三年後事

よ孫

四拾七歳

右よ孫時

深田郡

五拾歳

右よ孫保男始其夫(普受)深田郡父并
祖母孝養は且母子共小農業者精の者小
同村為百姓を初向夜中(心)男おぬ右よ孫
平日孝心深き者小(心)男在之即并

始て小文化元年七十歳少て老病を患ひ始ハ
文化七年病死はのち又始病申ハよ孫カミを側を
歎水少醫療万事小力を尽シ諸神ニ祈款
は惟始改小没シテ後男始老の上憂小値り言
尚又大切小孝養と尽シ平日心を慮先愁と
忘運出根法ノ下ハ右深田節と母小値り言
祖父母一ツノヤハ

一より孫カ夫右深田ノ十餘年生持病の患積テ
農業と兼文化六年より病深始重り道夜

苦惱甚しく時々て幸絶はり付よ神尚更
着病小力を尽シ食支より醫療小なるま
力の及ぬ初ハあやと云事あくとと湊守の神
毎夜祈款をか一年中かと懈り事いらぬ文化七年
亦小むり夫の病九死一生の神小お見ゆ薬解の
験有て尋々付よ初事始友を断ち終斗を
始し子深田節と共に小令此是二祈款をか
十七夜かとも小就ぬ得丸農夜又ハ心より
抱き孫等々取置ハ田畑の働をかハ心

隣里の者た二人の顔色甚憔悴しを見ら小
新忠二人が為小鎮守の神一通夜祈念はしる又
其儀感通の駿也若遠が危篤の疾忽
此方小お成隣里の者す収合の交命を
遂小新道の月小及ひ病死はし孫が家を
困窮のと夫長病と者病小唯る頻年
田畑の勢ををちら小か得どを隣の者等
是を憐と助耕し得共克分割道所兼業
年をかりもひぬかりと者病の新費と

あかく憐を及き事小の孫を養を
いは男女の業のえらとか病者の抱のるを
田地を孫を源の昂を率ひ幼がと農務を
欠し免がと急らぬ畑の数種の野菜と
植を或は燒へふと食を梅或豆を致めとり
食物を送り或は源の昂を率ひても入諸の
菌を採り木の實を拾ひ或は小の實の粒を漢り
名をき市中の賣賣の資とか年を貢納後小
とり中かも滞納しる村人大小感称し

男と新及車出で村の鑑ふお蔵の婦令中令
源の節と生質直く初年より案和して昔
母の教小造ひ農多め急年長は教小造ひ
存心深頭き母子の昔以津村とて遠小村
尚東の年六月より孫令七切源節令三切を
照り賞くやう

右より孫源節を尚時生をなす

文化八年十月

松平政子内

石田平馬

文化八年十月

封内忠孝等之者文化八年
調之節漏候者此度書上

松平政宗内

石田平馬

仙臺城下深師町三層渡世

穀田屋助右清の妻

大小

六拾歳

右大小後姑母夫(善く交)此後一町内の者を

と先向く彼人中若くは官お尋ね交右大小

家内之人小て姑、尚八十曰歳夫助右清、

尚六十六歳小相成家極て多、く此交

姑、二十年前、子、是、自、中、小、て

床小臥車毎く夫と亦と年病毎く
之と眼疾小て歩行さく渴く飲小得
渡世と及無ふ受た小、辛苦をさる厭
朝、寅時以て起き夜、子の割らる中
渡世の業を勤先を男小夫姑く婦道を
そく二人の用をさく得るに故
か、さく子業を養捨てて速小を用をさ
辨く化て飲食の事養をさく二人の
心をさる安し松元扱ひ知る者にさく

深く感心をなす、後助を告ふる者、さく
然り小夫助右邊の事元来心抑直き者小得
た小心を合せ助た、く先くことを得る事、
西月たきさく思ひ厚く禮謝して、後助を、
近く、平目た小一人小て勞せらるを深く
憐れ眼疾快き時小、助右邊の事
豆膚をわかし、賣被り受た小、夫のち
毎小衣服をさく先化て適身の品をさく
この、さく夫の帰れる刻限遅られむ

我度も門小きて待居尚しと帰避れれを
海果れり道筋一お迎を其日の辛勞を慰火
伴ひ帰中ひれそ遊觀の雨一夫婦を勸めて
酒一欠己連、酒食を設てを帰りを待て是を
さく先中ひ空時の節腹連と素よりわ備は得た
垢一も弊れらるをい己連是を着るか一と
よ記をい夫婦小内着中ひ夏、蚊帳とせし
夫婦寝ゆ得、夜蚊をり火をせ、二人の
枕えを扇き涼一欠快寝ぬは、くして日

地にて姑老をころ一毒皆落り連、口小通ふ一
軟のふる食を常小貯て食する毎小を備ふ
所居顔色を婉順ふ一予欠る物を問文一あり
連欠さ侍夏をくま一して次着小おひをきて
耳目やたし、たらされ、物のおとを小、ひ
夕の夏あくれが、さる事と多く、影合り、
おと、時として姑の心小、齟齬さる事とらして
た小を羨欠智む侍事志をくたれとた小、
いさか、詞をう、中事さく、愈思連致ひ、

手心小従ひて法之中の夫婦或は時小
食物を好く申免る事ありて法の貯るま
と此の隣りも尚所小法借りし事ありが
隣里皆た小昔所小感し合ある所映く
貸し多しあるなく雖た田く貯るま小
尚りてと服る事得借して必た小の束免小
給きた小法を借り得る所ををををを
凡由你友の嫌なく是より夫婦の申免る
食を束得て申進ご云事なく乳於平日

他人難堪辛勤の事してた小所と苦勞の
免顯き申す常小夫婦の居寧からん事を
神佛一祈念し毎日供一物をな一日と祈禮
急る事かから貧困ご云と町道の清後と
滞なく勤免常小親族をえ免ゆるか小
親々町内ハ勿論知る人皆志所の免を歎賞
はの儀を認ふる文化の年三月令七切を
崇一賞くす

右た小尚時好生を在作

文化八年十月

松平政平信

石田平馬

